

第2章 菊池市の景観特性と課題



▲花房坂の桜



▲旭志の里のコスモス

2-1 景観特性

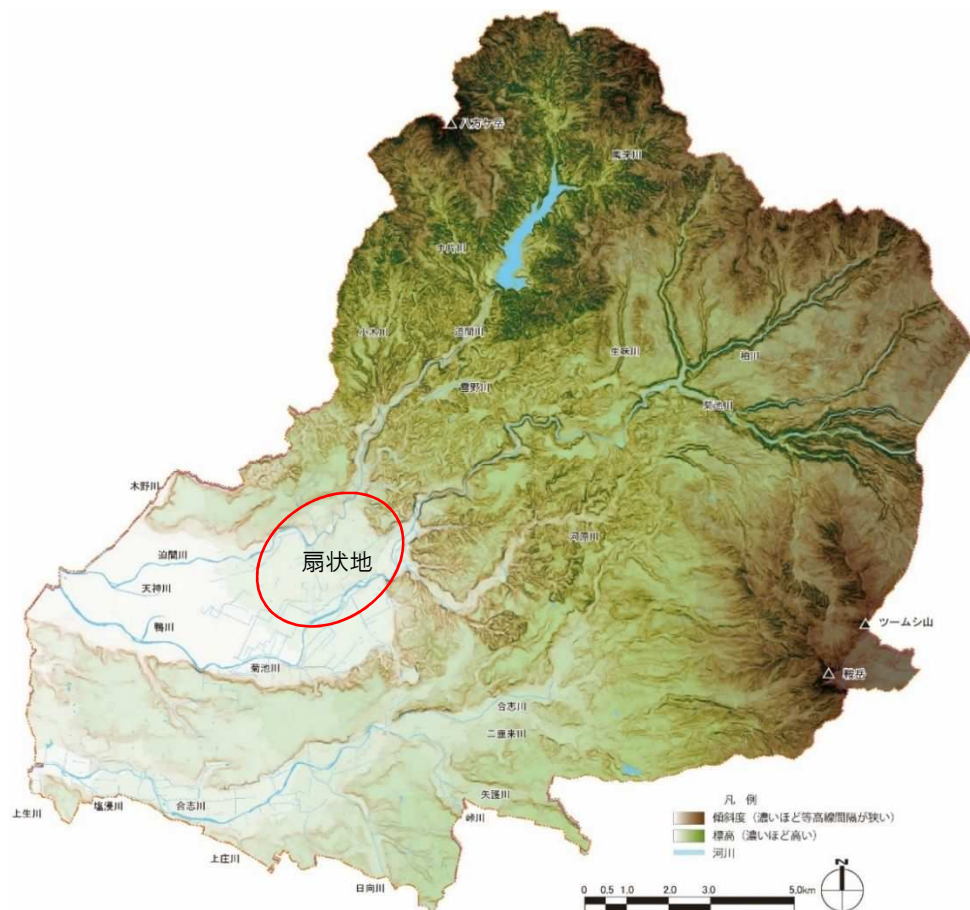
菊池市は豊かな自然、悠久の歴史を有しており、良好な景観が市域の随所に見られ、温泉、農産物など資源も豊富です。また、これらに育まれた多様な生業や暮らしの風景が見られます。

以下に、本市の景観の成り立ちと現状、景観特性について整理します。

2-1-1 自然

1. 地形

- 本市は熊本県北西部に位置し、南北の距離は約 22km、東西は約 23km、市域の面積は約 27.666 平方 km です。北と東側は筑肥山地、阿蘇外輪山地を背に大分県日田市、阿蘇市に隣接しています。
- 北東側の急峻な山地から西へ水が流れ、南側に開けた地勢となっており、北に標高 1,052m の八方ヶ岳、南東に阿蘇外輪山の一角をなす鞍岳（1,182m）などがそびえ、市のシンボルとなっています。また、市域の東側は、阿蘇山の溶岩や噴出物が堆積した高原、台地となっており、標高 40～100m に分布し、市域の西部および南部は、河川沿いの平野となっています。
- 標高約 100m～300m に分布する高原状の区域は、水の流れにより開析された深い渓谷が形成されており、溪流、滝など、岩石と植生による美しい自然がみられます。その中で菊池渓谷は自然休養林、観光地として整備され、多くの人が訪れる名所となっています。
- 市の中心市街地である隈府地区は、迫間川の扇状地上に位置しています。



■地形の概要

2. 森林景観

○山間部では森林が広がる山肌が見えますが、植林地が多いため、紅葉などの四季の色づきの変化は少なくなっています。自然林や貴重な植生は標高の高い山奥に分布しています。

3. 貴重な自然の景観

○本市の植生には自然度の高い植生が多く見られます。菊池溪谷を含む阿蘇外輪山一帯は、阿蘇くじゅう国立公園の特別地域に指定され、高原地域にはサクラソウ・リンドウ（ハルリンドウ）・ヒゴタイなどが群生しています。なかでも菊池溪谷は「森林浴の森百選」に選定されています。

■特定植物群落

No	件 名	集 約 群 落 名
1	阿蘇端辺原野の山地湿原	ササ・タケ群落 ヨシクラス(低層湿原・セイコノヨシを含む)
2	鞍岳のアセビ群落	スズタケブナ群団
3	鞍岳のブナ林	スズタケブナ群団
4	菊池溪谷の自然林	スズタケブナ群団 モミ・シキミ群集 ケヤキ群落
5	八方ヶ岳のモミ林	モミ・シキミ群集

資料：環境省 生物多様性センターホームページ（平成12年第5回基礎調査特定植物群落調査報告書）

■熊本名水百選選定地区（菊池市内）

No.	名 称	所 在 地
1	菊池水源	原（菊池・阿蘇深葉国有林）
2	若木水源	四町分
3	清水川	雪野
4	大滝	班蛇口
5	木柑子水源群	木柑子
6	前川・清水水源	七城町亀尾・清水
7	杉井川	旭志伊荻

■動物

名 称
・泗水町のオヤニラミ・メダカ
・泗水町のゲンジボタル
・ヒメボタルと湯舟の堤
・小原高柳のゲンジボタル

■自然景観



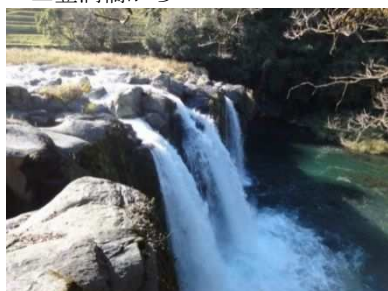
▲豊潤橋から



▲菊池溪谷広河原に群がるカメラマン



▲市野瀬地区フットパス



▲産さん滝



▲千畳河原（夏の楽しみ方）



▲鴨川公園

4. 河川景観

○菊池川は、阿蘇市を最上流部とし、玉名市までの約 71km を多数の支流・小河川の水を集め、有明海に注いでいます。

○かつては、菊池川水運により、菊池の米や生糸などが高瀬裏（玉名市）まで運ばれていました。物資の積み荷場所の「俵ころがし」などの歴史を物語る場所が残されています。また、玉名市内には菊池氏ゆかりの寺も所在しています。このような川を介した流域市町間のつながりは古いものがあり、今後も桜並木づくりなどを通じて、流域市町の連携を図る必要があります。

1) 平野部の緩やかに流れる区間

○河川改修による堤防、河川敷が整備され、河川敷にはコスモスや菜の花が植えられ、季節感にあふれる景観を目にすることができます。また、中洲を公園・レクリエーション施設として利用している場所があります。

2) 上流部の山間地の溪谷

○上流部では溪谷美がみられます。周囲が急峻な谷では、川沿いの道があまりなく、水辺に近づくことができない区間が多いのが現状です。その中で、菊池溪谷には遊歩道が整備され、自然の中を散策することができます。

3) 中間部の区間

○上流部から平野部に流れ出す、いわゆる「谷口」の箇所では、上流部の急な流れが緩やかな勾配に変化するため、上流から流れてきた転石が河床にとどまる状況がみられます。藤田橋付近や迫間橋付近などの景観はこのようにして形成されています。

■河川の景観



▲合志川（田島付近）



▲福本付近



▲上高江付近



▲菊池川（村田付近）



▲八幡淵（片角）



▲藤田橋から

2-1-2 歴史

1. 菊池の歴史

1) 概要

- 菊池市の地域は、中世（南北朝時代）において、菊池氏一族により南朝側の全国的な拠点となり、千年以上の長きにわたり、九州における政治、文化の中心的な役割を果たしてきました。恵まれた自然条件や河川による地の利を活かし、多様な産業が発展してきました。
- このような歴史を築いてきた遺産が地域内に存在し、現在の景観を形づくっています。

■菊池の略年表

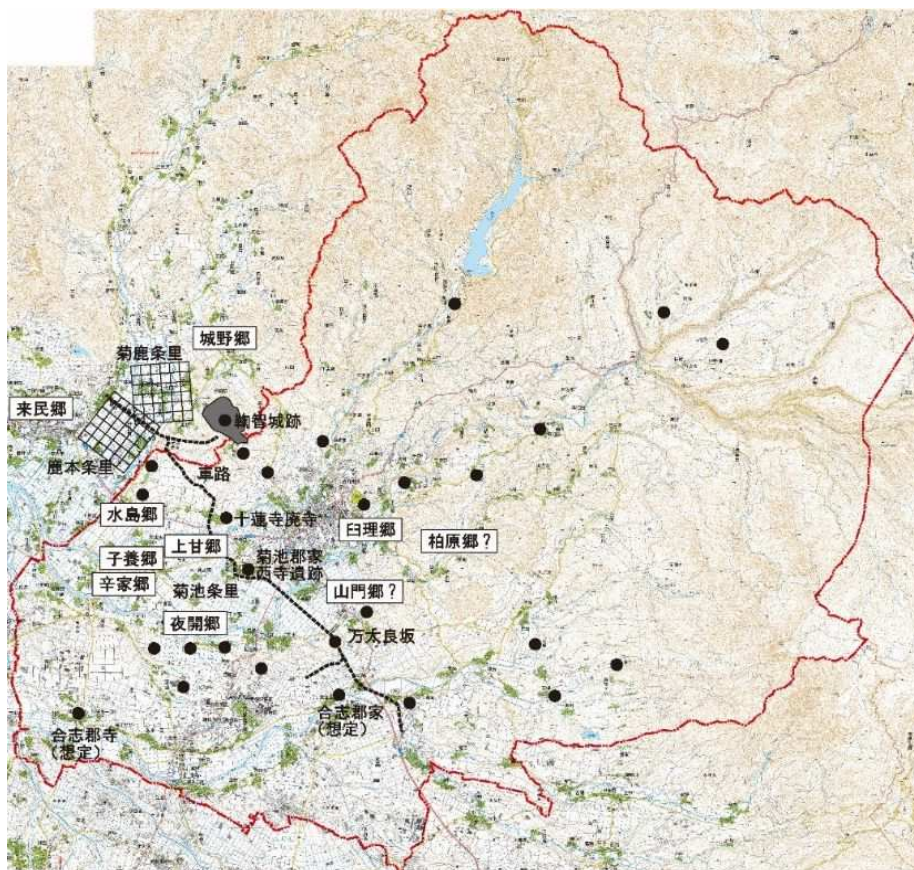
時代	世紀	支配	
旧石器			
縄文	前		先史時代から 人が居住
	後・晩		
弥生			ワクド石集落・大久保集落（林原）が営まれた
			藤尾支石墓群、永（藤巻）に甕棺墓
	後期		古閑原集落・台集落・小野崎集落
古墳	5 前		台地上に遺跡
	5 後		久米若宮古墳
	6 前		木柑子古墳
	6 後		袈裟尾古墳、築地横穴群、瀬戸口横穴群
	7 前		平町、迎町、今寺横穴墓 橋田寺一乗院開基（僧日羅）
奈良	7 後		663 頃（推定）鞠智城 696 皮石郡の壬生諸石帰朝し合志郡を授かる
	8 前		709 西福寺開山
平安	8 後		793 川辺熊野座神社勧請
	9 前		802 日吉山王七社 806 鞍岳山観音寺・善光寺 807 河原四宮神社
	9 後		860 合志郡を分け山本郡 866 鶯神社（田吹）
	10 前		938 東福寺開基 946 天徳寺
	10 後		985 村吉日吉神社
	11 前		1000 田島に寺（坂口廃寺跡）
	11 後		1070 [1] 藤原則隆 大宰府の荘官として菊池に来る
鎌倉	12 前		1109 [4] 經宗 鳥羽院の武者所に出仕する 加恵八幡宮・諏訪宮
	12 後		1180 [6] 菊池隆直 平氏に反抗、大宰府を焼く（養和内乱）
	13 前		1221 [7] 隆定 承久の乱で敗れ、所領一部没収される
室町	13 後	菊池	1274・1281 元寇（蒙古襲来）に博多へ出陣
	14 前		1304 [11] 時隆 1344 [15] 武光 家督を継ぐ・正観寺建立、菊池五山制
	14 後		1367 [16] 武政 守山城（隈府城）を築く 1378 寺小野宝篋印塔
戦国	15 前		1407 [17] 武朝 今川了俊軍を破る 1452 玉祥寺建立（このみや踊り）
	15 後		この頃菊池の文教盛ん 1472 孔子堂 1484 住吉日吉神社
	16 前		1501 [22] 武運（能運）で正統絶つ
江戸	16 後	加藤	1587 佐々成正 1588 加藤清正 1589 菰入河川改修
	17 前		1615 一国一城令 1613 正林寺 1631 妙連寺 1635 頃手永制度
	17 後		この頃、隈府町大火 大飢饉 1691 阿蘇山大荒れ大噴火
	18 前	細川	1701 原井手竣工 1703 西迫間井手 1704 今村井手 1725 隈府町大火
	18 後		1765 河原井手 1768 大干ばつ 1796 松崎子能舞台
	19 前		1813 古川井手 1827 兵藤井手 1829 西迫間眼鏡橋 水争い 1843 大火
	19 後		1860 立門眼鏡橋 1868 明治維新 1870 菊池神社創建 神楽始まる
明治 大正	20 前		1908 菊池軌道 1913 軽便鉄道 1925 頃養蚕・製糸業盛ん
	20 後		1941 花房飛行場 45 終戦 1954 温泉 1958 市制、町村合併
	21 前		1999 国民体育大会 2005 合併新市発足

[]内の数字は、菊池氏歴代当主

2) 先史・古代

○菊池地域は、先史時代から人が住んでいた形跡があり、居住跡等の先史遺跡は山間部にも存在しています。弥生時代中期以降には、埋蔵遺跡等から大規模な集落が営まれていたことが分かっています。古墳時代になると、台地上の見晴らし良い場所に古墳、斜面に横穴墓等が築かれます。

○7世紀には、軍事拠点として鞠智城が築されました。また、律令時代には郡家が設置され、周辺の平野に条里が設けられて、「倭名抄」（平安時代に編纂）に記された郷名は、現在の地名からほぼ場所を同定できます。



■律令時代の地名

■古代の遺跡



▲瀬戸口横穴墓群（市指定）



▲袈裟尾高塚古墳（県指定）



▲木柑子古墳（市指定）



▲鞠智城跡（国史跡・木野（堀切））



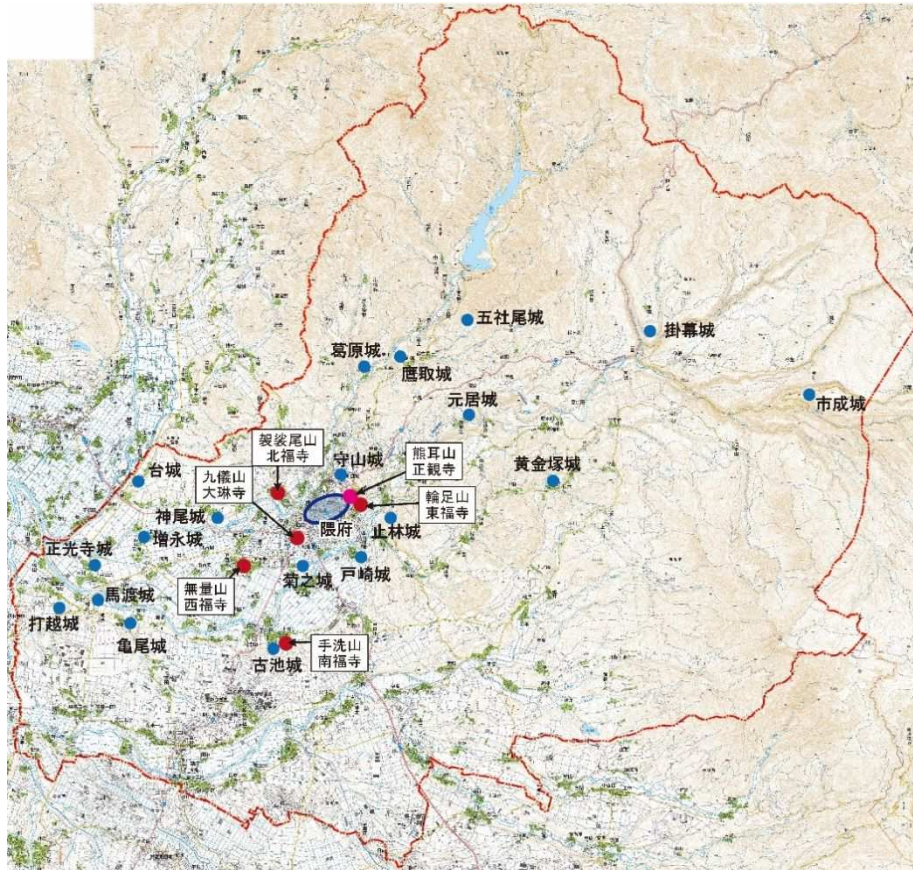
▲十蓮寺跡礎石



▲郡家及び土塁跡（市指定・西寺）

3) 中世

○延久2年（西暦1070年）藤原則隆公が菊池氏の姓を名乗って以来、菊池氏24代約500年にわたり九州における政治・文化の中心地として栄え、政治、教育、文化面において大きく影響を与えており、現在でも多くの遺跡が残っています。



■限府と十八外城、菊池五山の位置

■城跡と寺院



▲菊之池



▲南福寺（出田）



▲古池城跡



▲孔子堂跡（菊池遺産）



▲円通寺の石門（県指定）



▲善光寺（旭志）

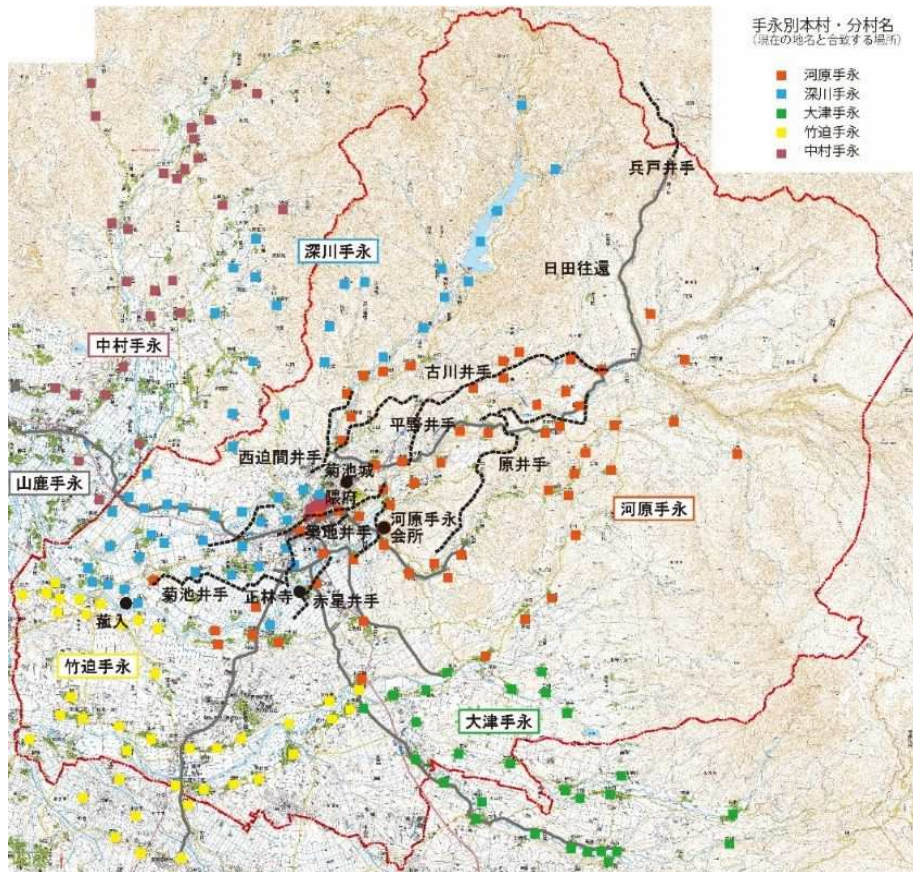
4) 近世

○近世は、加藤清正が築いた井手や細川氏の手永制度により農業が発展し、隈府地区は菊池川、迫間川の舟運を活かした物産集散地・商業地として近隣の中心地となりました。

○地域の村は、深川、河原、竹迫、大津の4つの手永に属していました。

○山間部の川から農業用水を引くため開削された「井手」が延べ11kmに及んでいます。

○日田往還など主要交通路は、現在もその位置はほとんど変わっていません。



手永（てなが）制 は、江戸時代に大名の細川家（豊前小倉藩主、のち肥後熊本藩主）がその領地に導入した行政制度。領内を「手永」と呼ばれる行政区画に分けて村を束ね、責任者として惣庄屋を置く。江戸時代初期に細川家が小倉藩領に創設し、寛永9年（1632年）に熊本に移封されると熊本藩領にも導入された。小倉藩の手永制度は細川家に代わった小笠原家によって引き継がれ、以後両藩で廃藩置県まで行われた。

■手永名の分布

■井手に関する遺跡



▲宝永隧道（今村マブ）



▲築地井手・亘付近

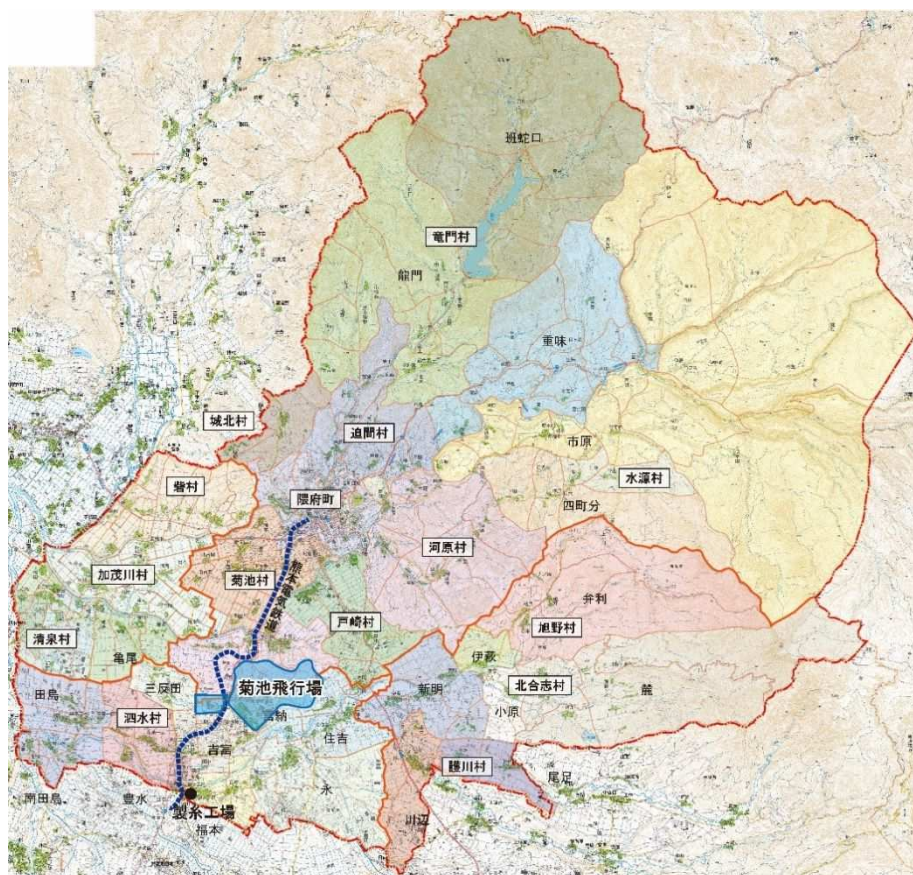


▲河原左衛門の碑

5) 明治～昭和

○大正2年(1913)菊池軌道(熊本電気鉄道)が開通し、上熊本まで通じました。大正12年には龍門発電所が稼働しています。

○昭和 12 年花房台地に陸軍飛行場が建設され、戦後、跡地は高校、工場用地、住宅地等に転用され現在の富の原地区が形成されました。今もこのような戦争遺産が住宅地の中に点在しています。



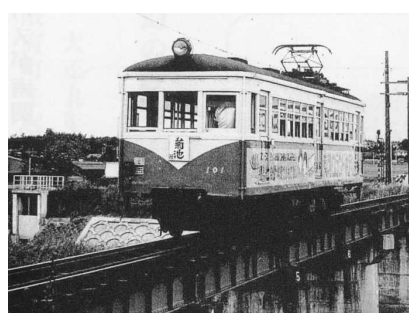
■明治時代の旧村名と陸軍飛行場、菊池電鉄



▲山崎区の石垣



▲花房飛行場高架水槽



▲菊池電鉄（泗水高江）

2. 歴史的資源の分布

1) 史跡・遺跡などの指定文化財

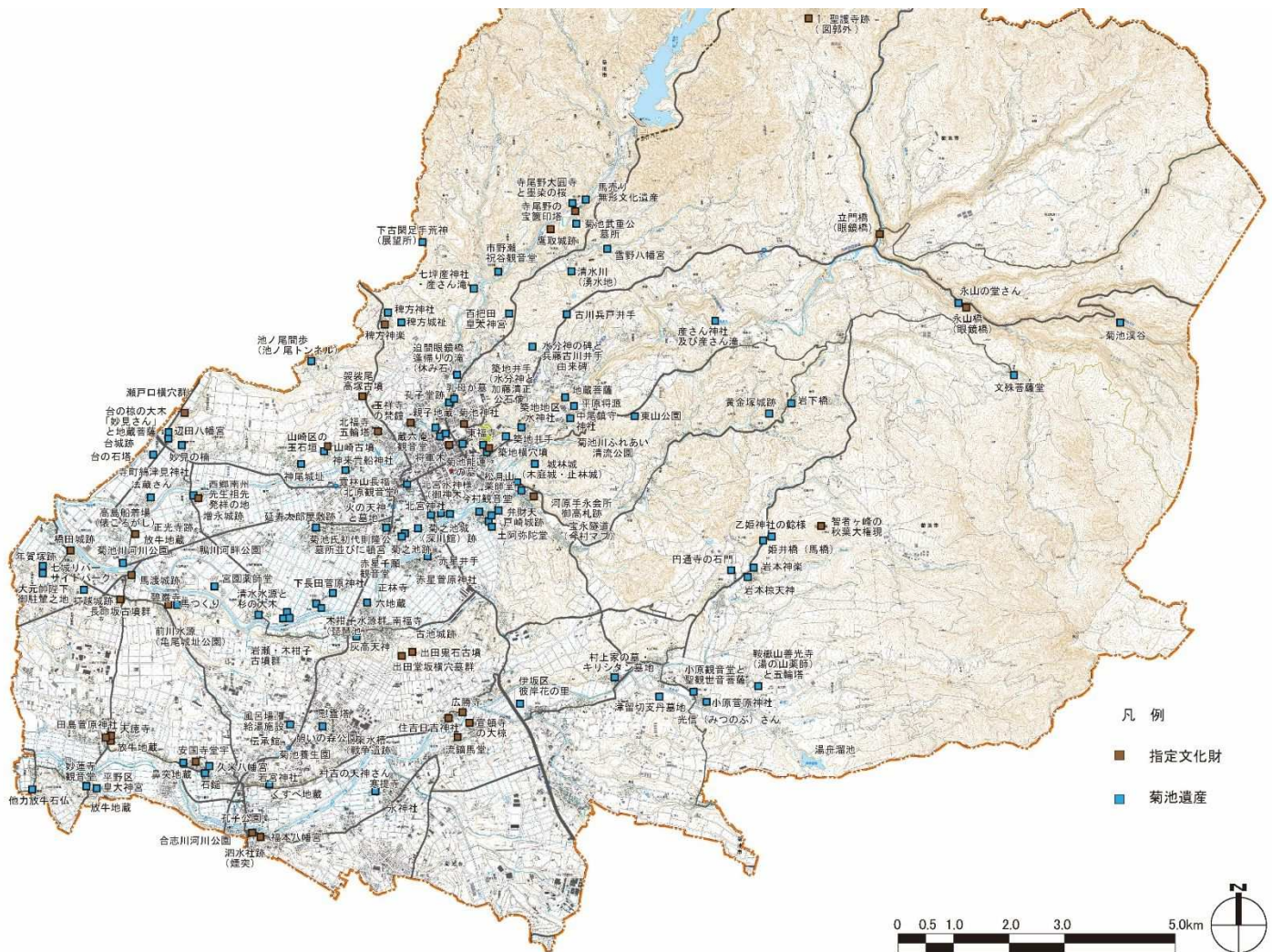
○菊池市の指定文化財は、国指定4件、県指定22件、市指定120件の計145件があり、また、国登録文化財5件があります。そのほかにも、文化財に指定されていない埋蔵文化財や菊池十八外城など貴重な遺産が市内の随所に所在しています。なかでも本市の歴史を考えるうえで菊池氏ゆかりの遺産は、市内の随所に広がっており、地域の成り立ちを考えるうえで大切にしていきたいものであり、多くの市民・市外の人にも知られるよう、紹介していく必要があります。

2) 菊池遺産

○「菊池遺産」は、菊池の自然や伝統的な文化など、住んでいる地域で大切にしてきた「たからもの」を「菊池遺産」として、市が認定しているものです。

○平成27年度現在、認定数は112件となっています。

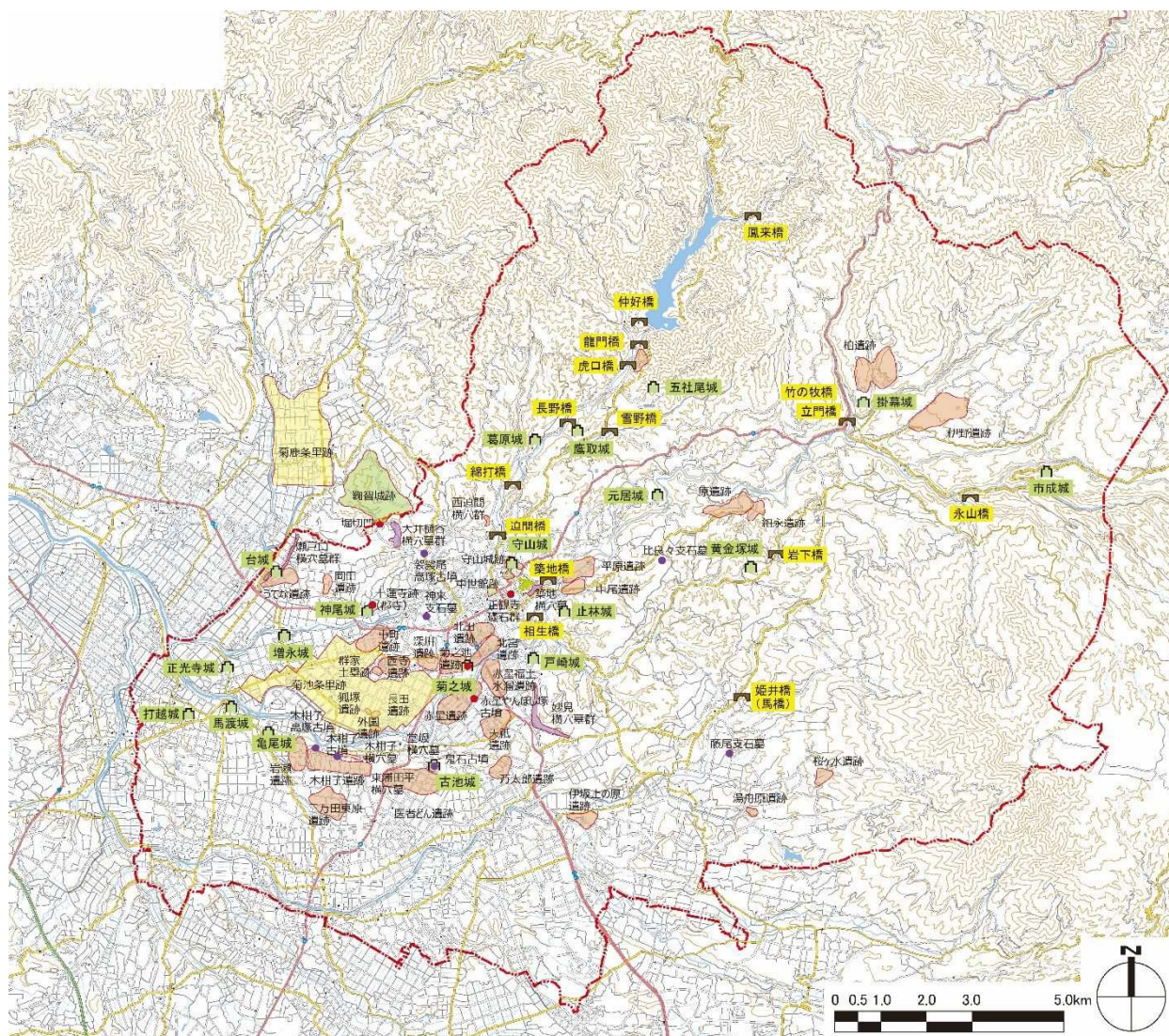
○菊池遺産は、地域住民が大切に思い、住民の手によって守られています。しかし、小規模なものや幹線道路から離れた場所にある遺産などは、場所がわかりにくく、立ち寄りにくいことなどから、あまり知られていないのが実情です。



■指定文化財・菊池遺産の位置図

3) 建造物の景観

○文化財に指定されていないものを含め、市内各地に所在する歴史的な遺構や構造物、神社や寺などは、地域の歴史を感じさせる重要な景観資源です。神社や寺の境内には大木などがあり、まとまった緑地となっています。また、江戸時代から明治にかけて造られた石橋は、市内に15橋があり、菊池市の特徴ある土木遺産として位置づけられています。



■良好な歴史的景観と景観資源

■石橋



▲永山橋（県指定）



▲迫間橋（市指定）



▲姫井橋（馬橋）登録有形文化財

2-1-3 農業的土地利用と集落

1. 平野部の農業景観

1) 平野部の農地景観

○平野部では、平坦な地形と水利を生かし、水田として広く利用されています。条里遺構にみるように菊池平野では律令時代から農業が営まれてきました。水張り、田植え、生育、稔り、収穫と季節の変化がみられ、校歌にも歌われるように、生まれ育ったまちの景観として心に残る景観となっています。現在、農地は、農業振興地域の農用地規制により、面的な広がりで見守られ、また、近年は圃場整備が行われ、整然とした景観がみられます。

2) 平野部の集落景観

○平野部に点在する農業集落は、律令時代の郷名や江戸時代の手永・ムラの分布にみるように古くから形成されたものが、今も引き継がれ人が集まり住み続けています。集落の立地は、湧水の出る台地の下端に線状に連なり、斜面樹林地を背に、まとまりのある景観を見せています。集落を離れた位置からみる外観は、屋敷林や大木、神社の境内林などにより、緑豊かなものとなっています。

3) 平野部の水路景観

○菊池川と迫間川の水を農業用水に利用するために、加藤清正の統治時代に「築地井手」が開削されました。また、木庭堰から今村のほうへ抜ける水路トンネル「宝永隧道」も江戸時代につくられたもので、当時の土木技術の高さやその開発にかけた住民の意気込みや努力、様々な苦労がうかがわれます。また、花房台地北側の台地端下には、木柑子水源（通称「琵琶池」）や前川水源、清水水源など湧水があり、集落内を通して農地へ流れています。これらの水路、湧水地の水は、かつては生活用水としても利用され、今も水面に近づける石段などが残されています。

■良好な田園・農地景観



▲七城地区から八方ヶ岳



▲菊池・村田地区から西南方向



▲ビニールハウス（泗水・田島）



▲泗水富地区（狭い県道と水路）



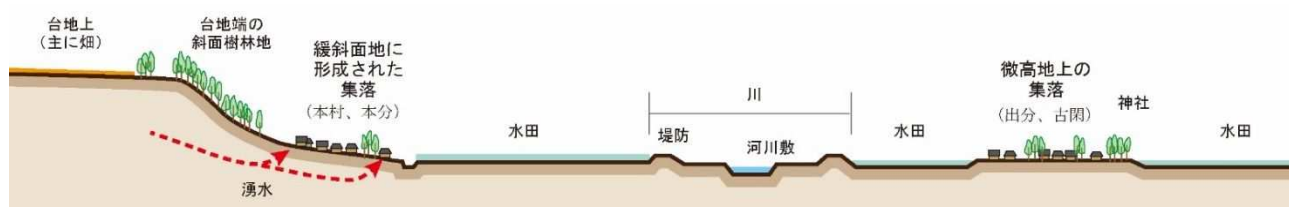
▲台地下端に形成された集落（泗水）



▲広瀬地区から斜面樹林



■平野部の土地利用

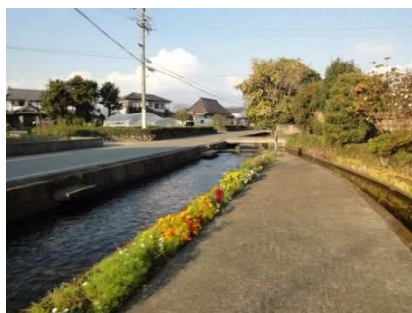


■平野部断面図

■平野部の水路景観



▲赤星井手



▲赤星井手



▲赤星井手の説明板

2. 台地の農地景観

○花房台地や迫間川北側の台地は、溶岩・火砕流でできたおおむね平坦な地形であり、広がりのある農地景観をみせています。水利条件から、かつては桑畑が広がり、現在は野菜・果物・茶など多様な作物がつくられています。

■台地の農地景観



▲花房台地の畑地景観



▲花房台地のしいたけ

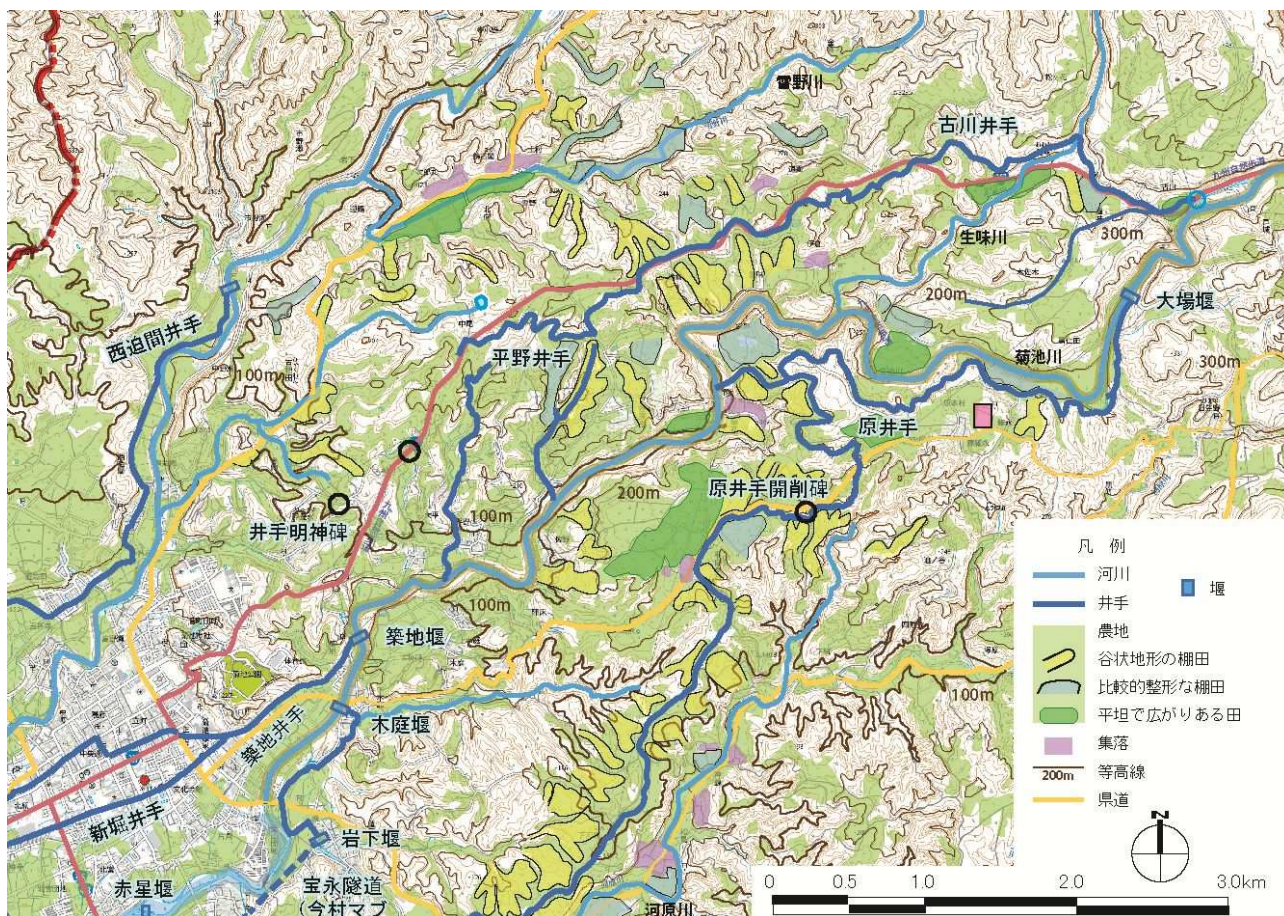


▲台地区の台地の畑地景観

3. 山あいの農地景観

○中山間地では地形条件により、斜面地が利用されています。元禄時代（17世紀末）に河原手永惣庄屋・河原左衛門により開削された「原井手」などにより、標高の高い場所でも水田（棚田）が多くみられます。上流に設けた堰から取水し、尾根筋や等高線沿いに水を流すことにより、広い範囲に農業用水を引くことができ、集落付近には広いまとまった農地もみられます。

○この水路と棚田による景観は、本市の農業景観の最も特徴的なものであり、本市の誇るべき文化的景観といえます。しかし、山間部では人口減少や農業従事者の高齢化により、農業の維持が問題となっており、良好な景観の存続も課題となっています。



■中山間地の井手と棚田の分布

■棚田の景観



▲棚田（木庭地区）



▲棚田（原地区）



▲棚田（日生野地区）

2-1-4 市街地（まち）

○多くの建物が集まることにより市街地が形成され、その建物用途の種類により、住宅地、商業地などに区別してとらえられます。

1. 中心市街地（隈府地区）

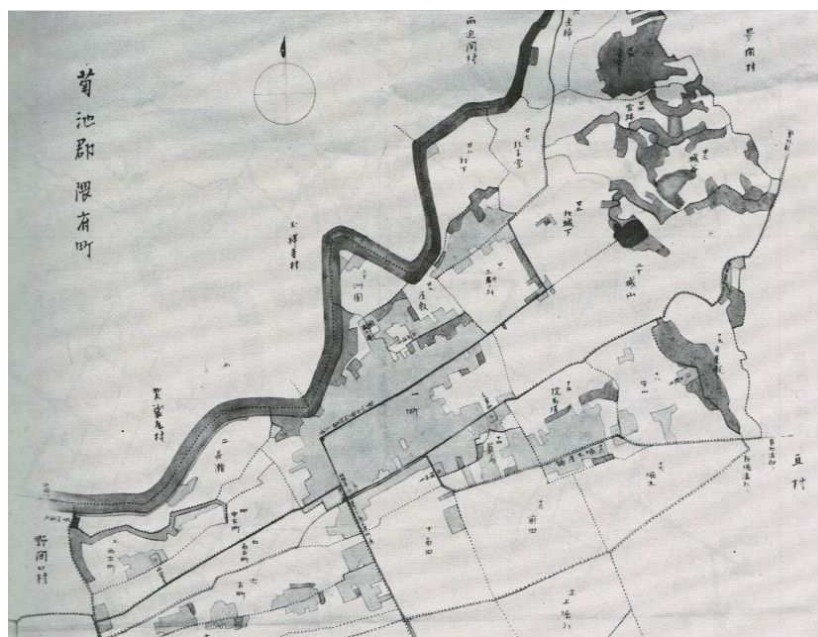
1）隈府の歴史的町並み

○隈府町は江戸時代まではあまり大きくない「在町」でしたが、明治に入り、市街地が大きく成長・拡大しました。江戸時代に幾度も大火があったため、江戸時代の建物は残っていませんが、戦前の商家建築や近代の建築物は「御所通り」などに今も残り、歴史的雰囲気を感じさせるまち並みを見せています。

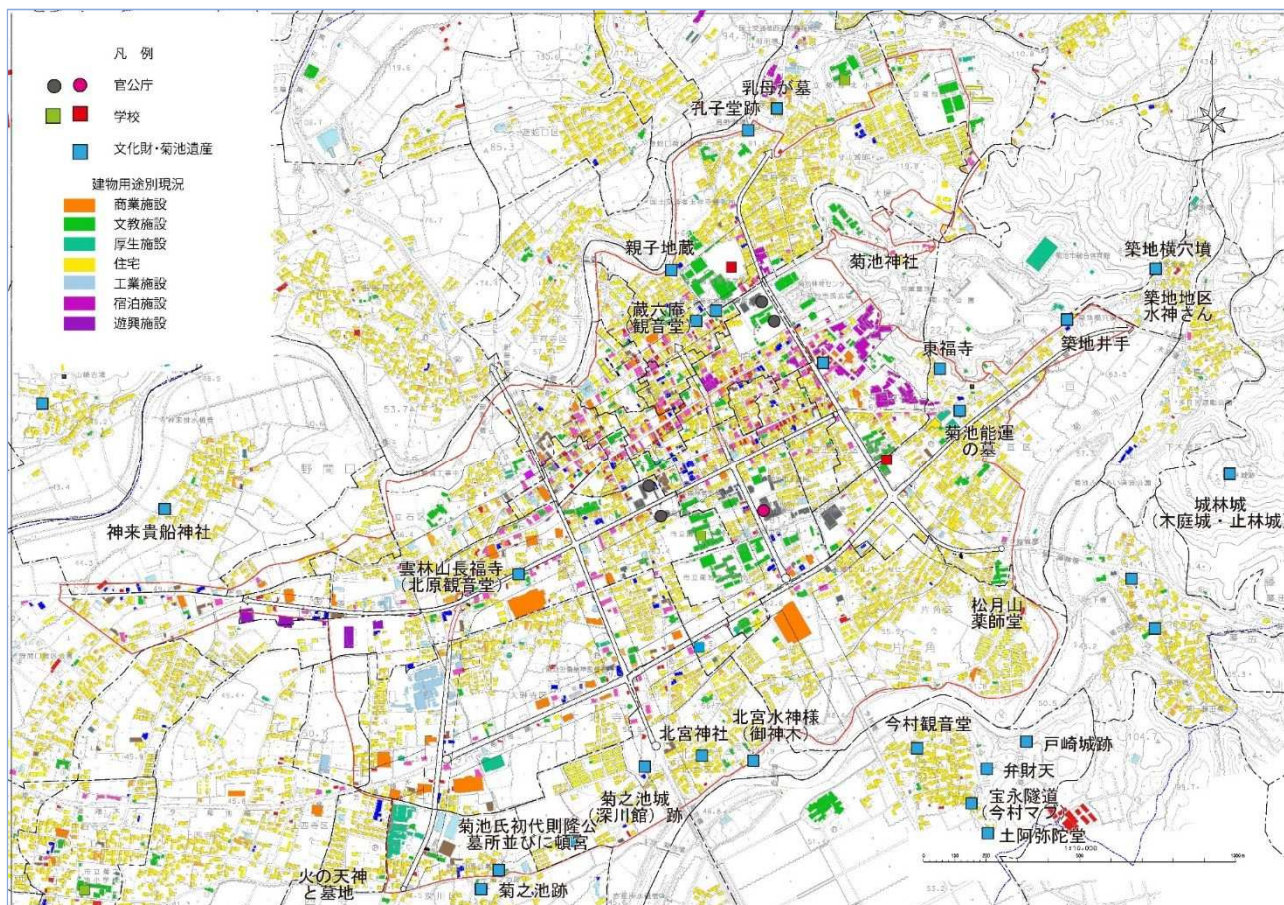
○しかし、一部には老朽化し破損している建物があり、また、取り壊されて空き地になったままの所もあり、まち並みの連続性が失われてきています。

2）中心市街地商店街

○立町、横町、正院町、中央通りは古くから商店街として賑わっていましたが、近年は前面にシャッターを設けたまま閉店したり、空き店舗となっていたりするところが増え、さびしい景観のまち並みとなっています。



■明治前期郡村図・菊池郡隈府町
(熊本県立図書館蔵) 出典：熊本の町並み



■ 中心市街地の建物用途、主要施設および歴史・文化財

■ 市街地のまち並み



▲ 御所通り



▲ 商店街



2. 周辺市街地

1) 幹線道路沿道の景観

○本市の平野部の幹線道路は、直線区間が長く整備されており、沿道に田園地帯が広がる所が多いため、開放的で眺望のきく景観を見せています。また、幹線道路沿道は商業施設の立地などの利用がなされ、時代を経るごとの景観変化が大きいという特性を持っています。

○その中で、国道 325 号・387 号や県道植木インター線など自動車の便の良い幹線道路沿いに近年商業施設（ロードサイド型店舗）が多く進出しています。中には、パチンコ店など目立たせる形状や色彩としている建築物や屋外広告物がみられます。賑やかさを多少感じさせるものの、落ち着きがなく、混乱した印象を与えています。

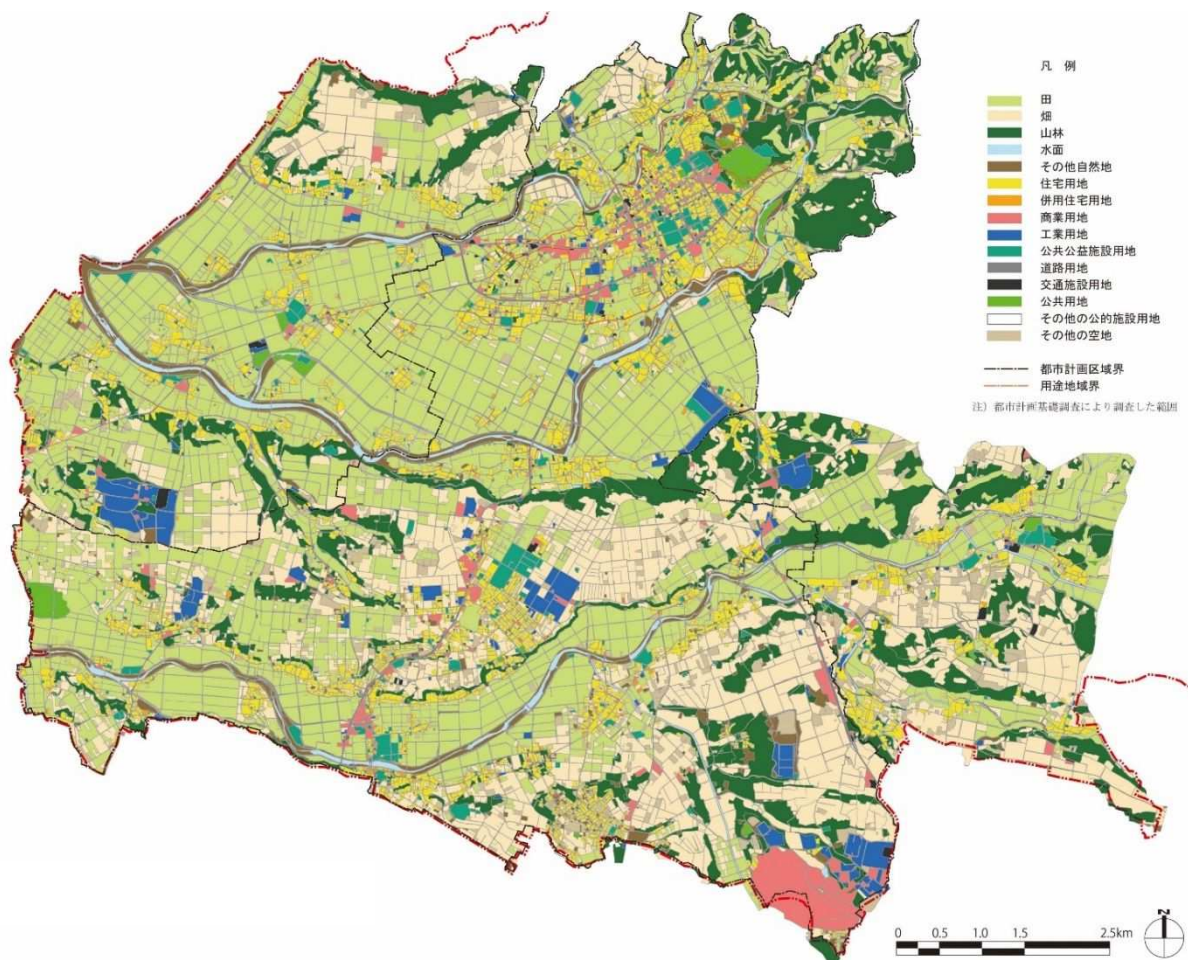
2) 工業団地・工場、その他の施設の景観

○市域周辺部の田園地帯に工業団地が点在しています。

○工業団地は郊外に立地し、幹線道路から離れていて、広い敷地に低層の建築物である所が多いため、ほとんど目立ちません。

○菊池市では、工業団地の緑化を奨励しており、敷地内の緑化面積の割合を定めています。

○工業団地以外の単独に立地する工場・倉庫等で、遠くから目立つものがあります。また、近年、太陽光発電パネルが斜面地などに設置されており、これまでの景観と変わった姿となっている所があります。

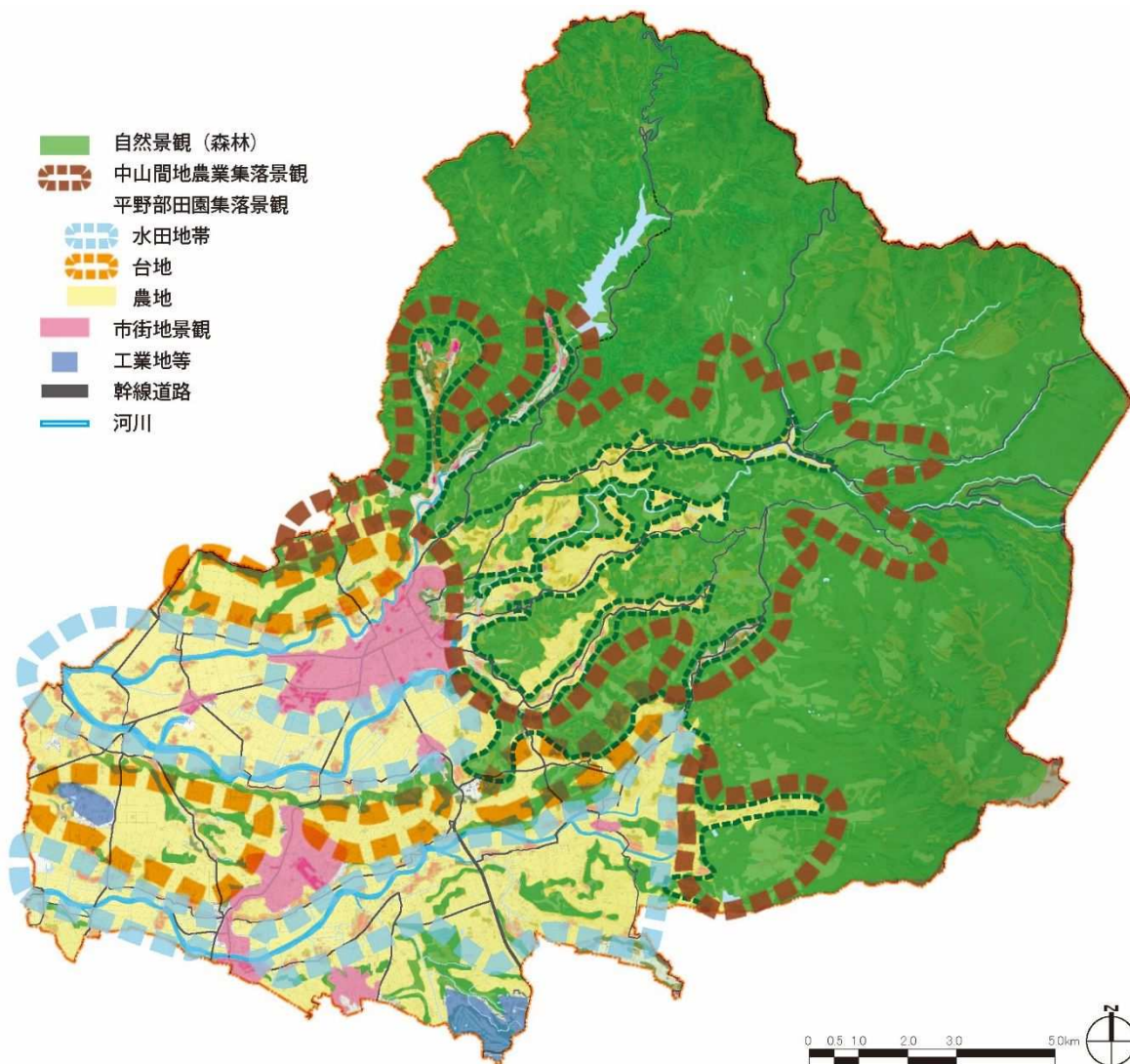


■土地利用現況図（都市計画区域） 資料：都市計画基礎調査

2-1-5 景観構造と眺望景観

1. 土地利用からみた景観の分類（面的な景観構造）

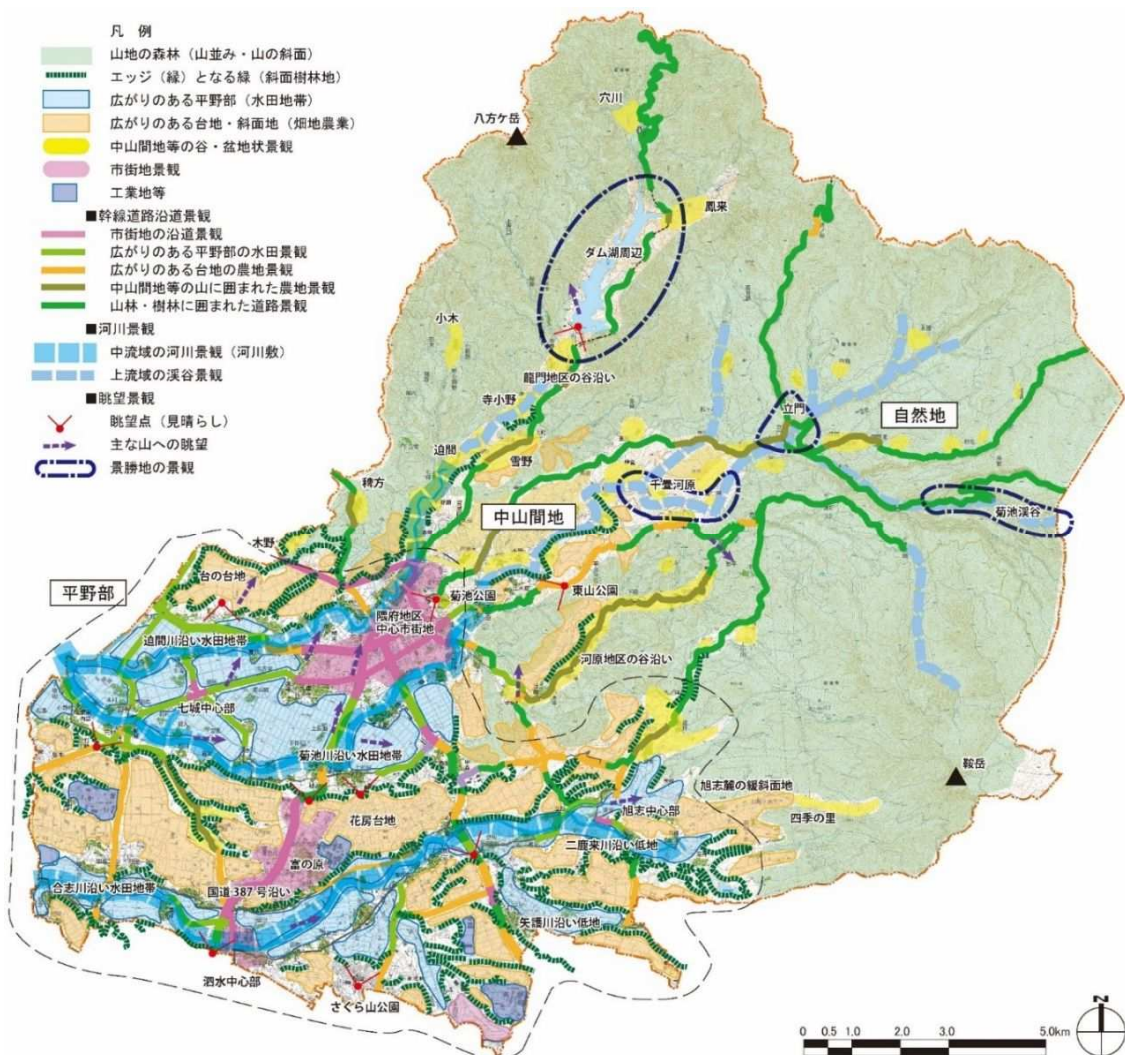
- 菊池市の景観は、大きく、山間部の自然が豊かな地域と平野部の農業が盛んな地域、市街地とに分けられます。山間部・中山間地の景観は、森林を主体とした自然景観、中山間地農業集落景観、平野部田園集落景観とに分けられます。
- 平野部田園集落景観は、農地の利用状況により、水田地帯の景観、台地の景観に分けられます。
- 河川景観は、自然地・中山間地と平野部で様相が異なります。
- 中山間地は、背景となる森林景観と集落付近および観光客も通る幹線道路沿いの景観とに分けられます。
- 市街地の景観は、その区域に存在する建物の用途や規模・形態などによって、住宅地、商業地、工業地などの「まとまりのある」区域として判別されます。
- まとまりが小規模な場所は、周囲の土地利用の中に溶け込んでいるように認識されます。集落景観とは、大きくとらえると田園景観の中の一部であり、集落内に入ると住宅地的なまち並み景観としてとらえられます。



■土地利用から見た景観分類

2. 地形と幹線道路からみた景観の分類（線的な景観構造）

- 山間部は人があまり行かない場所であり、もっぱら幹線道路や集落地から、その景観を遠くに見ることになり、背景的なとらえ方がなされます。山地の起伏や山肌の植生の違いにより、山の表情が異なります。
- 平野部は、水田が広がる平坦な低地と台地とに分けられます。水田地帯は遮るものがなく広範囲を見渡すことができますが、台地上は多少起伏があり、台地の周囲には斜面樹林があるため、比較的に見える範囲は狭くなっています。
- 中山間地は、起伏が激しいため、全体をとらえられるような景観とはなっていません。小規模な谷状地形に棚田があり、川沿いの盆地状の区域や高原状の平坦な場所は近くに山が迫り、こぢんまりと囲まれた空間としての景観がみられます。
- 地形の構造が東西方向に走っているため、河川沿いなど東西方向の見通しは良くなっていますが、南北方向に通ると、台地と低地が交互にあるため、景観が変化します。熊本市方面と結ぶ国道 387 号は交通量が多く人がよく見る本市の主要な景観軸ですが、沿道景観は市街地景観と田園景観が交互に変化してみられます。
- 中山間地、山間部の幹線道路では、樹木に囲まれた狭い山あいの景観が続き、途中の集落や農地があると多少広がりのある景観がみられます。



■地形・幹線道路から見た景観構造

3. 眺望点、眺望景観

1) 遠くの山並みを望む景観

○平野部から西方向は、遮るものがなく、福岡県境の山並みや晴れた日には雲仙普賢岳を遠望できます。台地上や高所からは熊本平野をはさみ南の山を望めます。

○山間部などの高所からは遠くを眺められる所もありますが、樹林で視界が遮られる所がほとんどです。

■遠くの山並みの景観



▲花房台地から八方ヶ岳



▲花房台展望所から八方ヶ岳



▲七城迫間川から八方ヶ岳



▲木庭地区東山公園から熊本市方面



▲旭志弁利地区から鞍岳

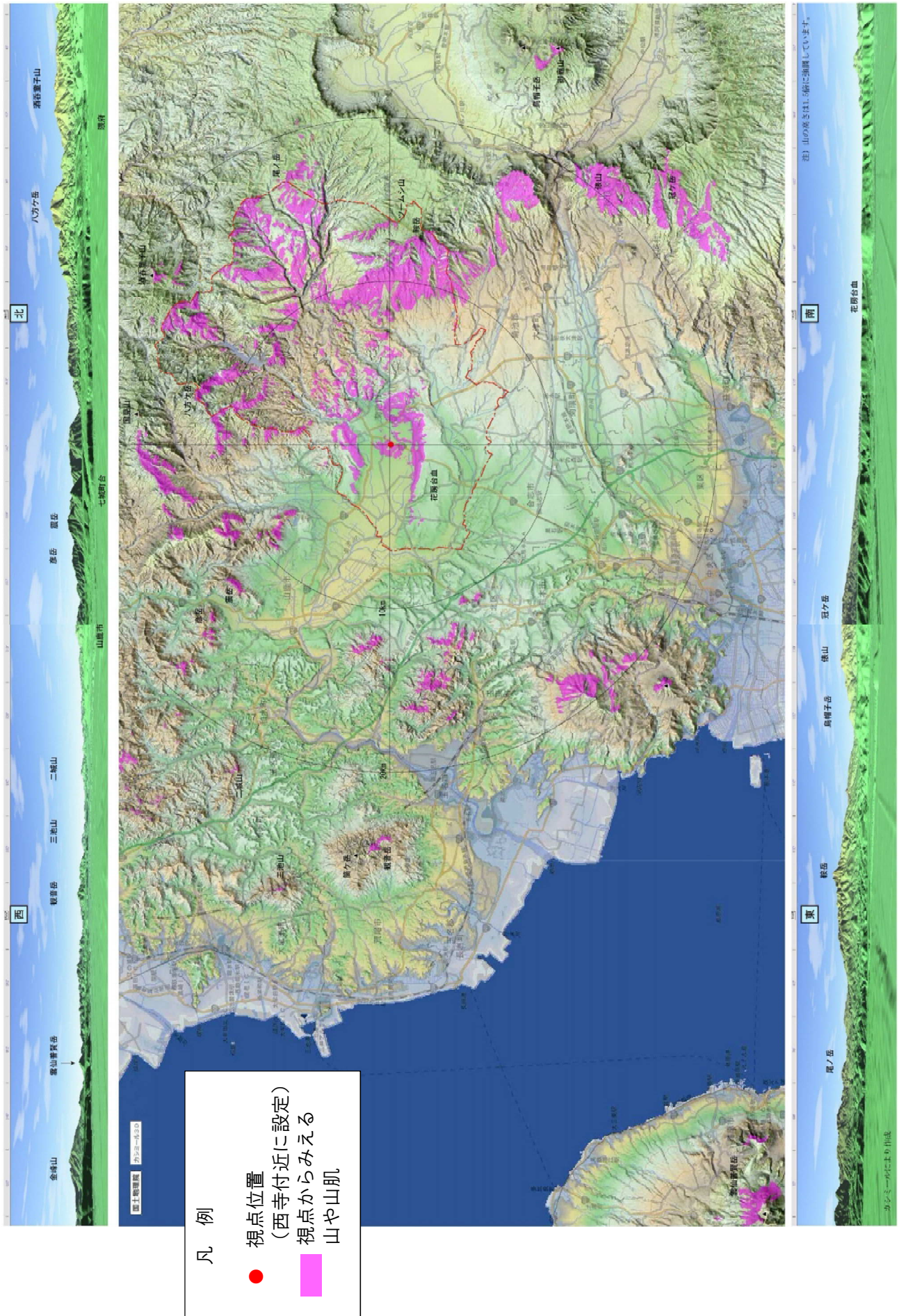


▲合志川沿い低地から鞍岳

2) 花房展望所からの景観

○国道 387 号の花房坂・展望所など、台地と低地の境界（地形の変化点）は、低地方向を見る眺望場所（眺望点）となっています。

■可視マップ (カシミール3Dにより作成)



(参考) ■花房坂展望所からの眺望景観について

① 近景（約 500m内）における景観資源の保全と景観阻害要素の侵入防止が重要

●花房坂の景観は限府市街地への眺望であるが、手前の農地・集落景観の保全が重要

- ・限府市街地までは約 3 km あり、その間は農振地域規制で、建築等の可能性は低い。
- ・花房坂展望所から見えるのは広瀬・出田の集落で、特に足元の農地の広がり確保が重要。
- ・菊池川右岸（村田、長田）などの島状の集落と社寺林等が景観上のポイントになっている。
- ・現在の農地、古くからの屋敷林の保全と周辺農地への住宅等施設立地抑制が必要と考えられる。

●花房坂の南側は、現状で樹林地であるが、樹林の伐採や新たな開発の防止が必要

- ・展望所南側の特定ホテルは現状で目立っていないが、樹林が無くなると目立つことになる。
- ・斜面樹林の保全は、菊池市の盆地状景観の保全上、重要である。（竹林の荒廃防止が必要。）

② 中景・遠景の景観保全も必要

●限府市街地内の建物景観は比較的に目立つため、市街地での建築物等の規模・色彩規制が必要

- ・パチンコ店など限府市街地内の大規模建築物の形態や色彩が目立って見える。
- ・市街地の眺望確保のためには高い建物の規制が必要だが、展望所は高い位置で問題は少ない。
- ・少なくとも菊池川左岸（広瀬、出田）では、高い建物（3 階以上）の抑制が必要。

② 視点場周辺の視界の確保と視点場の整備・魅力づくりをすべき

●国道 387 号沿いの花房坂展望所は良い眺望点だが、利用しにくく、整備・管理が不十分

- ・花房坂展望所への進入がしにくく、観光拠点になっていない。案内板等の整備・管理が不十分。
- ・山鹿市方面（北西方向）等への眺望が竹林の繁茂により阻害されている。
- ・国道沿いの「ぼんぼり」は、存在意義を明確化し、桜の植樹とともに魅力アップの検討が必要。

■景観対象スケールごとの今後の問題（リスク）と対応方策

スケール	距離	主な視対象	景観阻害防止等の課題	保全・整備方策
視点場 (展望所)	～30m	・展望所（駐車場）整備状況 ・観光案内などの表示 ・展望所周囲の視界の確保	・利用しやすさの確保 ・案内看板等の劣化の進行防止 ・竹や雑草の繁茂の進行防止	◆菊池市の魅力ある景観スポットとしての整備
視点場の 周辺	～100m	・高い位置からの眺望 ・国道（歩道がない） ・ぼんぼり（劣化、たい色している） ・桜の植樹（桜の里づくりの取組み） ・南側の斜面樹林 (特定ホテルなどの存在)	・樹林（竹林）繁茂による阻害 ・アクセスしやすさの確保 ・ストーリー性の欠如（存在意味） ・桜は未成熟（今後の成長を期待） ・暗い印象のため樹林の管理が必要 ・新たな施設立地の防止	◆花房坂周辺の一体的な保全・整備 (視界の確保、視界を遮る要素・視界内の異質要素の侵入防止、視界内整備など)
近景	～500m	・足元（広瀬、出田地区）の農地 ・住宅の農地内への立地 ・国道 387 号のガードレール ・花房小、JA 倉庫などの施設	・農地の広がり、状態の保全 ・集落周辺の非農地化の防止 ・施設は目立たないようにする必要 ・新たな大規模建築の進出防止	◆外から見て違和感のない景観づくり →眼下景観の土地利用、建築物の規制
中景	～ 3km	・菊池川（河川沿い樹林） ・島状の集落、樹林地 ・その間の農地の広がり ・まっすぐ伸びる国道 387 号 ・視界の中央にみえる限府市街地	・土地利用の大規模な変更の防止 (農地の宅地化、樹林の喪失防止) ・農地の美しさ・保全の低下防止 ・沿道への建物等立地の抑制 ・市街地内での目立つ建築の防止	・現行の農業振興地域保全の継続 ・遠くから見た市街地景観のあり方検討 →色彩等の誘導
遠景	3km～	・八方ヶ岳と手前の山並み (市街地北（稗方～豊間）の丘陵)	・遠くから目立つ建築物や工作物の建設（景観への侵入）の防止	◆地域としての景観保全（大規模施設抑制）



▲桜の里づくり植樹状況



▲広瀬地区側から花房坂



▲展望所横の竹林



▲展望所の案内看板

2-1-6 生業（産業）・暮らし（生活）の景観

1. 農作物の景観

○水田地帯の稲の穂波景観は、小中学校の校歌にもうたわれ、市民の原風景となっています。台地上などに、牧草などの飼料作物畑が広がっています。

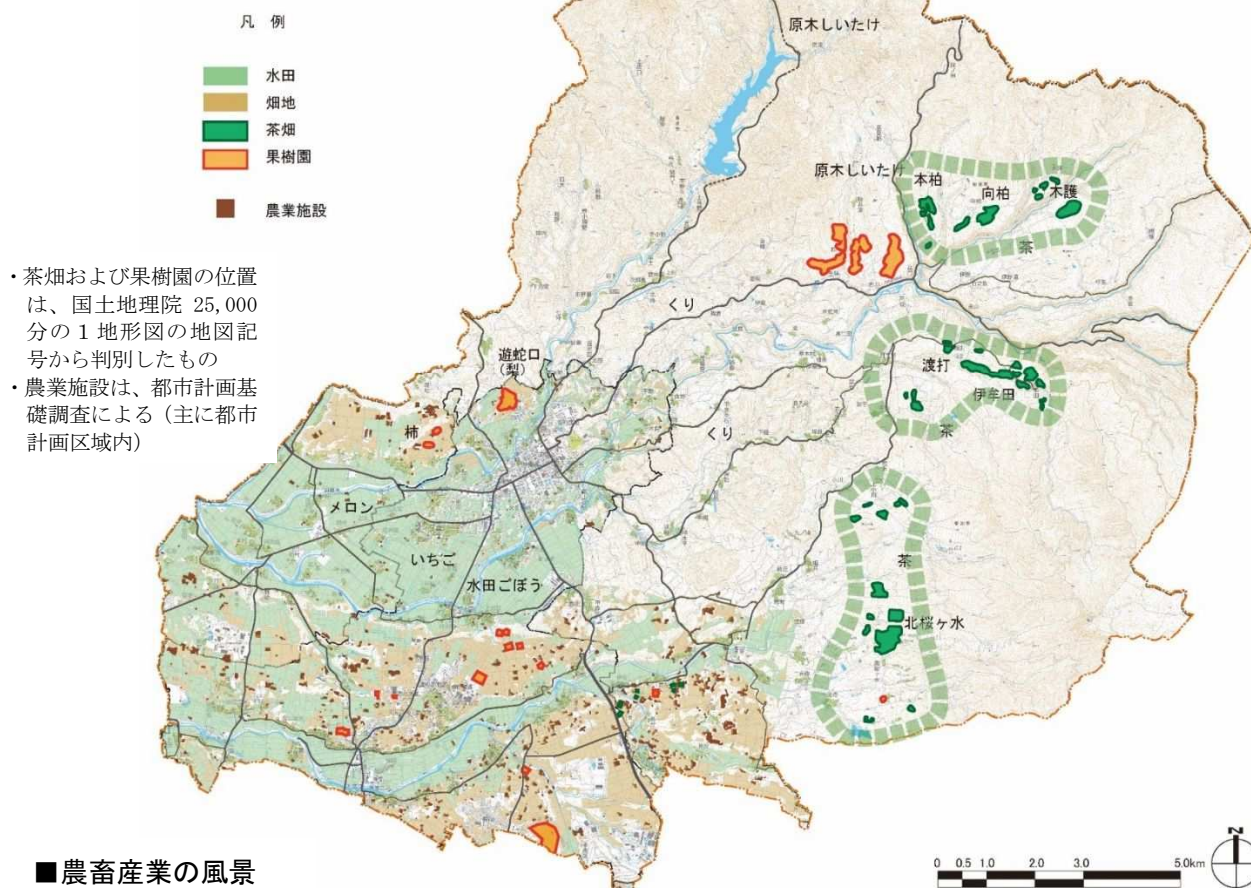
○鞍岳の麓の斜面地などには、茶畑が広がっており、雄大な景観を見せています。果樹園は、大規模のものは中山間地や台地の奥まったところにあります。

2. 農業施設の景観

○ビニールハウスや牧場施設、ライスセンターなど、農業関係の施設が、広がりのある農地景観の中に点在してみられます。農業関係施設は農業生産に欠くことのできない設備であり、生産技術の進展により、その様相は常に変化しています。

○畜産は本市農業の特徴であり、旭志地域、泗水地域に多くの牧場・牛舎が立地しています。

■主要農産物、農業施設の位置図



■農畜産業の風景



▲牛舎



▲果樹園



▲茶畑



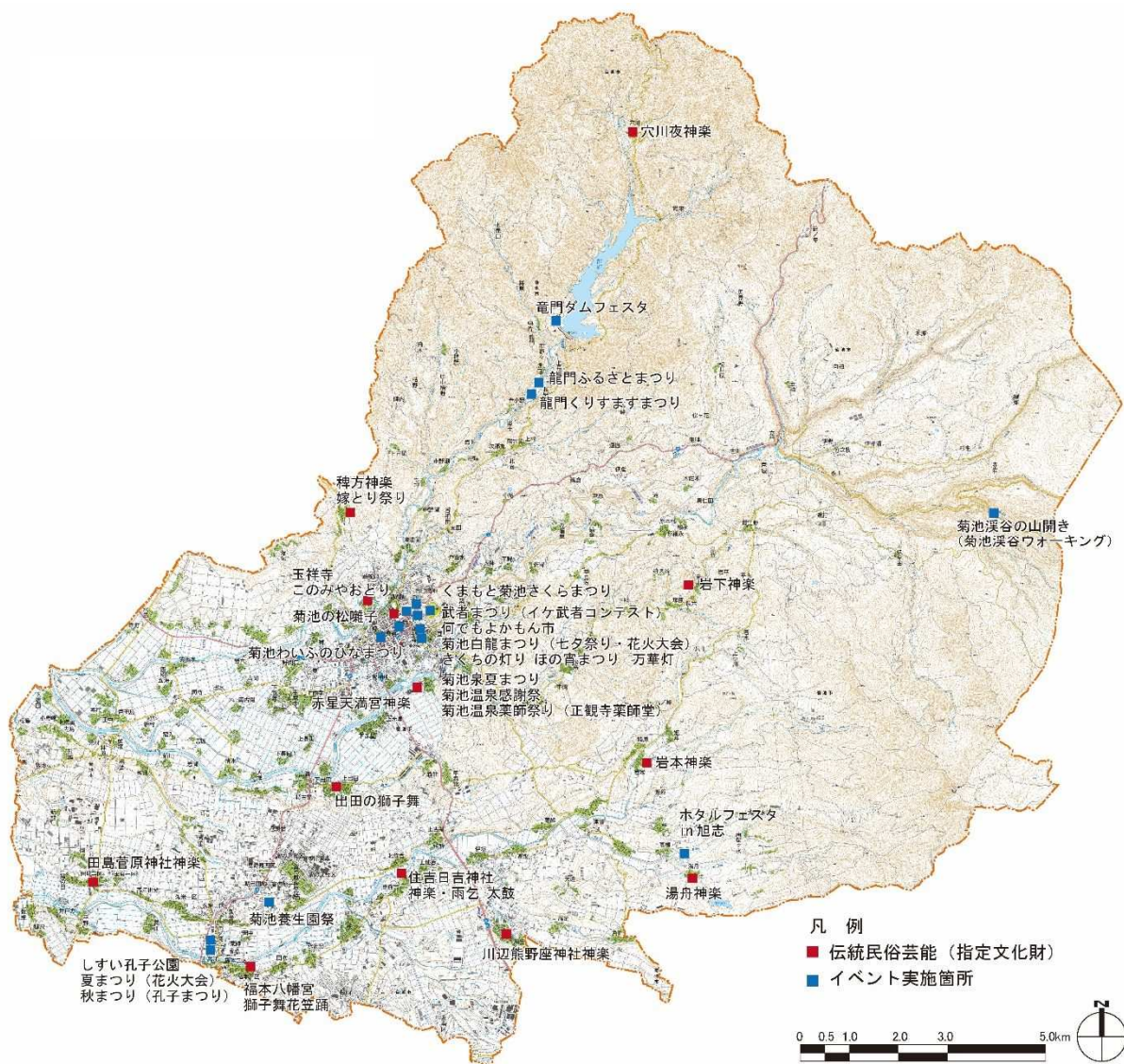
▲そば畑

2-1-7 伝統・行事の景観

1. 祭り、伝統芸能風景

○農村集落、寺社に、昔ながらの行事が残され、引き継がれています。

○地域の神社などで行われている祭りや神楽などの民俗芸能は、地域の暮らしや産業など生活文化に結びついた、季節を感じさせる人の営みがつくる景観といえます。



■祭り・行事の位置図

■祭りの風景



▲きくちの灯り ほの宵まつり



▲菊池の松囃子

2. 行事、イベントの景観

○その他の年中行事やイベントも、にぎわいやふれあいを感じさせる、非日常的な場を提供する生活風景となっています。

○また、商店街の「軽トラ朝市」なども、日々の生活に密着した生活風景といえます。

■行事、イベントの風景



▲泗水秋まつり



▲菊池夏まつり



▲赤星神楽



▲軽トラ朝市（菊池観光協会 HP）

軽トラ朝市

○毎月第四日曜日の午前中に、菊池市立町～中央通～迎町の商店街を歩行者天国として、採れたてもぎたての農産物や産地直送の海産物などを積んだ軽トラックがたくさん並び販売を行っています。



▲合志川沿い（住吉）に立てられた風止めの竹竿

風止め神事

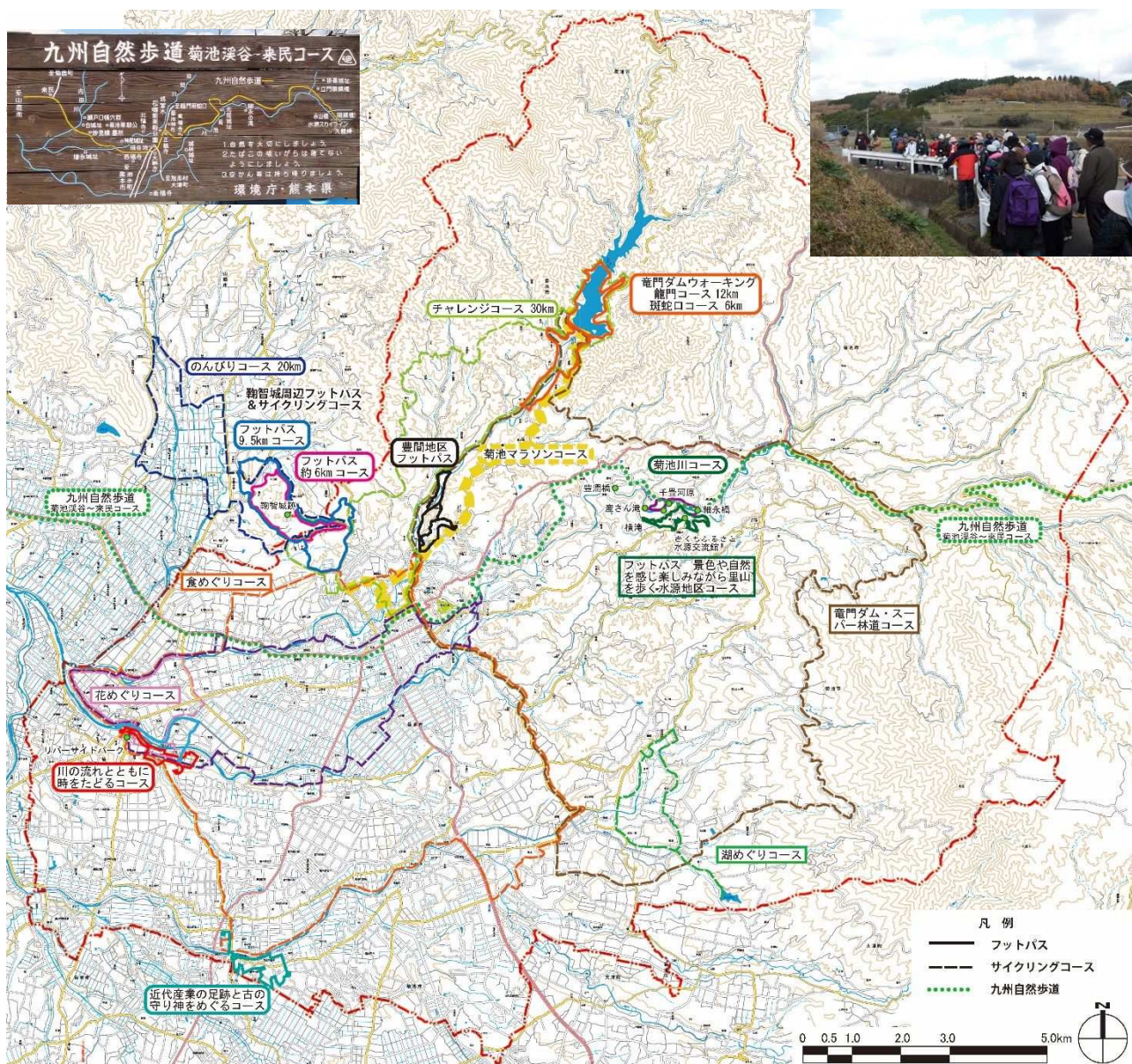
○全国各地にみられる「風祭」。普通、風日待（かざひまち）といって、仕事を休み、村人が集まって飲食をしたり、風止め籠りなどと称して村の神社にお籠りをするなど、簡単な神祭りの形式をとる。旧暦 8 月 1 日ころに行うことから、八朔（はつさく）の行事にもなっている。

○赤星地区の「風止め神事」では北宮阿蘇神社の宮司により神事と祝詞奏上がおこなわれ、神事が終了したあとは上赤星、下赤星それぞれの区民の方に分かれ、昔からの集落の主な出入り口 4 箇所ミニチュアの笠と蓑を竹竿に吊るして、雨風から農作物が守られることを祈願

3. フットパス

○地域の資源を歩いて巡るフットパスや自転車で周るサイクリングコースなどが設定されています。環境省が設定したものとして「九州自然歩道」があります。また、菊池チャレンジマラソンなどのスポーツイベントでも、自然豊かな地区を巡るコースが設定されています。

○フットパスとは『地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】』のことで、自然や里山の風景を体感しながら、ゆったりとした時間が楽しめる活動であり、「水源フットパス」菊池川コース（水源地区）のほか、七城「川の流れとともに時をたどるコース」、泗水「近代産業の即席と古の守り神を巡るコース」、鞠智城周辺フットパス・サイクリングコースなどが設定されています。



■フットパス、サイクリングコース図

2-1-8 樹木と花の景観

1. 樹木（天然記念物、巨樹・巨木林）

- 大木・巨木は、その大きさや枝ぶりなどから迫力があり、美しい景観を構成する資源となっているだけでなく、地域住民の信仰の対象、地域のシンボルなどとして、大切に守られてきているとともに、地域が古くから存在し、その樹木とともに住民が暮らしてきたことを物語っています。
- 各種の調査により、樹齢が長い樹木や地域の植生の特徴や人と自然の関わり方の歴史を表わす貴重な巨樹・巨木林が選定されていますが、そのほかにも、小中学校の校庭にある大木など、住民の心に残っている樹木が多くあります。
- 個人の所有地内の樹木でも地域として大切にしたいものなどは、その価値を位置づけ、失われないよう守っていく方策を持つことが必要とされています。

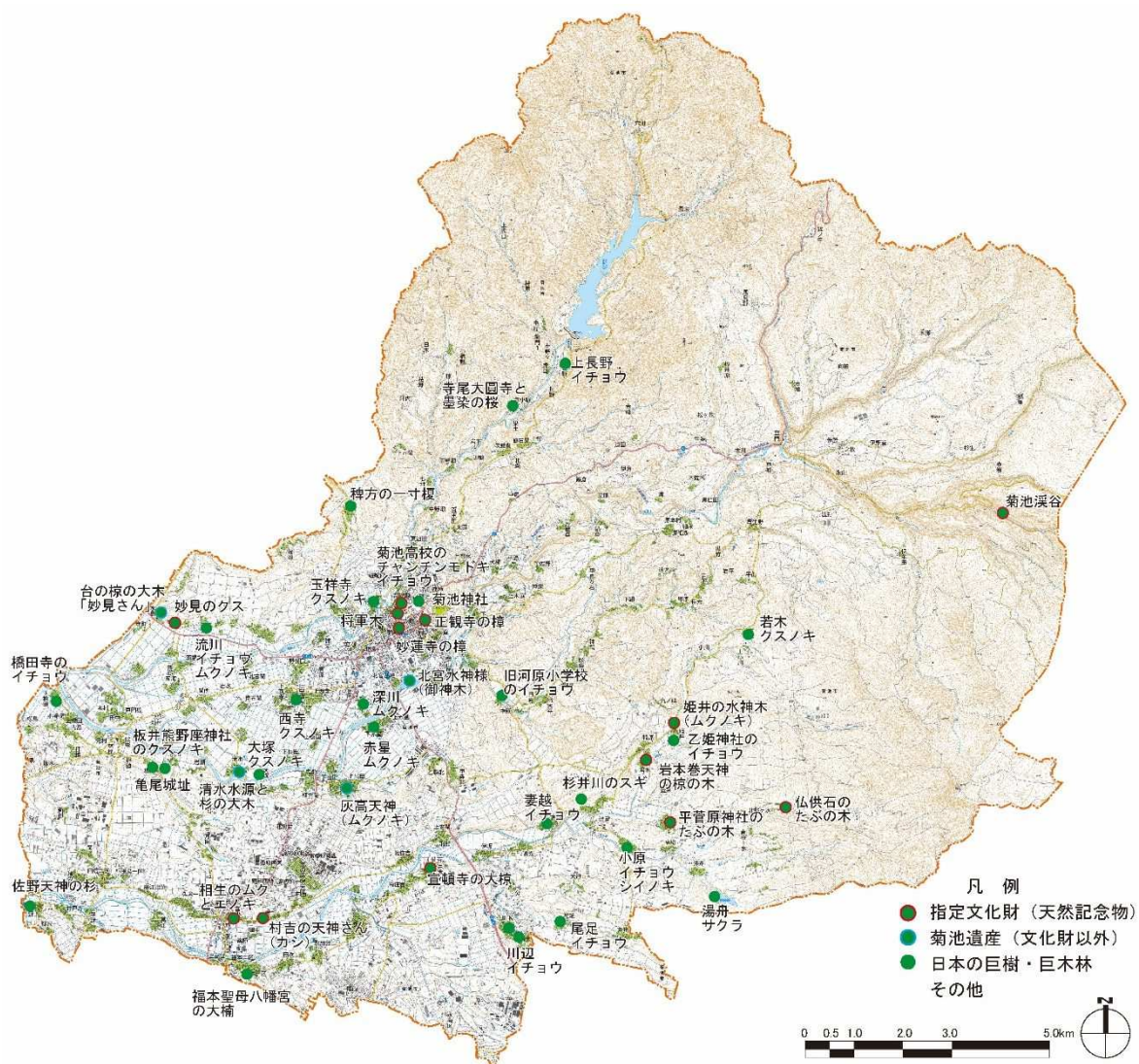
■指定・選定された巨樹・巨木林

地区	名称		地区	名称	
隈府	正観寺の樟（クスノキ）	県	七城町	妙見のクス（辺田）	市
	妙蓮寺の樟（クスノキ）	県		台の棕の大木「妙見さん」	菊
	將軍木（ムクノキ）	県		橋田寺のイチョウ（上橋田）	熊
	菊池高校のチャンチンモドキ	県		清水水源と杉の大木	菊
	イチョウ（菊池高校前）	自		板井熊野座神社のクスノキ	熊
	クスノキ（菊池神社）	自		イチョウ（流川）	自
	クスノキ樹林 0.5ha+0.5ha（〃）	自		ムクノキ（流川）	自
	クスノキ（玉祥寺）	自		クスノキ樹林 0.5ha（亀尾城趾）	自
	エノキ（稗方の一寸榎）	自		イチョウ樹林 0.5ha（亀尾城趾）	自
菊池	北宮水神様（御神木）	菊	泗水町	相生のムクとエノキ（泗水中）	県老
	サクラ（火の天神）	菊		村吉の天神さん（アラカシ）	市
	クスノキ（大塚）	自		いちいがし（村吉の石櫓）	市
	クスノキ（西寺）	自		宣頓寺の大棕	市
	ムクノキ（深川）	自		クス（福本聖母八幡宮）	市
	ムクノキ 灰高天神（出田）	熊		佐野天神の杉（田島）	自
戸崎	イチョウ・クス樹林 0.1ha（赤星）	自	旭志弁利	岩本巻天神の棕の木（岩本）	市
	ムクノキ（赤星）	自		姫井の水神木 ムクノキ	市
龍門	イチョウ（上長野）	自		乙姫神社のイチョウ（姫井）	自
	寺尾野大圓寺と墨染の桜	菊	旭志伊萩	杉井川のスギ	熊
河原	イチョウ（河原小学校）	自	旭志麓	平菅原神社のたぶの木（平）	市
水源	クスノキ（四町分・若木）	自		仏供石のたぶの木	市
	ケヤキ・カエデ樹林 0.84ha	自		サクラ（湯舟）	自
	ケヤキ・カエデ樹林 1.86ha	自	旭志小原	イチョウ	自
	ケヤキ樹林 0.49ha	自		シイノキ	自
菊池溪谷	菊池川のり	市	旭志新明	イチョウ（妻越）	自
	スギ（菊池溪谷歩道、単木）	自	旭志尾足	イチョウ	自
	スギ・モミ樹林 6.6ha（歩道）	自	旭志川辺	イチョウ	自
				イチョウ	自

表中：（県）県指定天然記念物、（市）市指定

資料・「菊池市内国・県・市指定・登録文化財」菊池市（平成 25 年 7 月）より天然記念物（菊池川のりは樹木以外）

- ・菊池遺産：表中（菊） ・「くまもとの老樹名木ガイド」財団法人くまもと緑の財団作成：表中（老）
- ・「地域発 ふるさとの自然と文化」熊本県ホームページ：表中（熊）—指定天然記念物以外
- ・第 4 回自然環境保全基礎調査「日本の巨樹・巨木林」九州・沖縄版：環境庁（1991）：表中（自）



■天然記念物、巨樹・巨木位置図

■地域のシンボルとなっている樹木



▲将軍木



▲相生のムクとエノキ



▲村吉のいちいがし



▲姫井の水神木



▲岩本巻天神の棕の木



▲灰高天神（市HPシリーズ）

2. 季節の花の名所

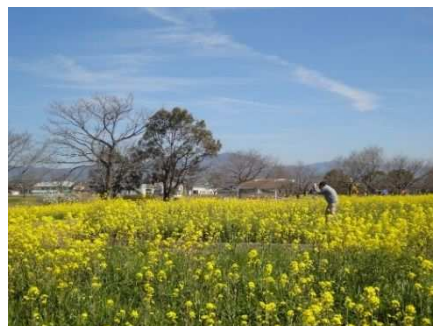
○菊池市には、菊池公園の桜をはじめ、各所に花の名所があります。季節ごとの花は、景観の資源、観光資源として重要です。

○地域の住民が愛着を持って花を植え、彩りを加えるなどの地域の景観を大切に守り・育てる活動がなされています。

■花暦

月	花暦
3	3月上旬～中旬 菜の花の見頃 河津桜 3月中旬 マンサクの見頃（鞍岳） 3月下旬～4月上旬 桜の見頃
4	4月上旬～5月上旬 しゃくなげの見頃 4月上旬～下旬 山藤の見頃（菊池溪谷） つつじの見頃（菊池公園のつつじ） 4月下旬 牡丹（ぼたん）の見頃（孔子公園）
5	
6	6月上旬 ホタル狩り 6月上旬～下旬 あじさいの見頃
7	7月中旬～下旬 キツネのカミソリの見頃 7月下旬 蓮（ハス）の見頃
8	ひまわりの見頃（迫間川河川敷） ブドウ狩り
9	9月～10月 栗の収穫期 9月中旬 彼岸花の見頃（伊坂地区）
10	10月中旬 コスモスの見頃 （菊池川河川敷、迫間川河川敷、合志川河川敷、旭志ふれあいセンターなど）
11	11月上旬 紅葉狩り （菊池溪谷・菊池神社・鞍岳・竜門ダム）
12	12月下旬 万華灯 水源食の文化祭 龍門くりすますまつり
1	1月上旬 初詣（菊池神社） 菊池物産絵巻（商工会主催）
2	2月上旬 菊池わいふのひなまつり くまもと菊池さくらまつり

資料：菊池市に関する各種ホームページ等より整理



▲菜の花（七城・鴨川公園）



▲桜（菊池公園）

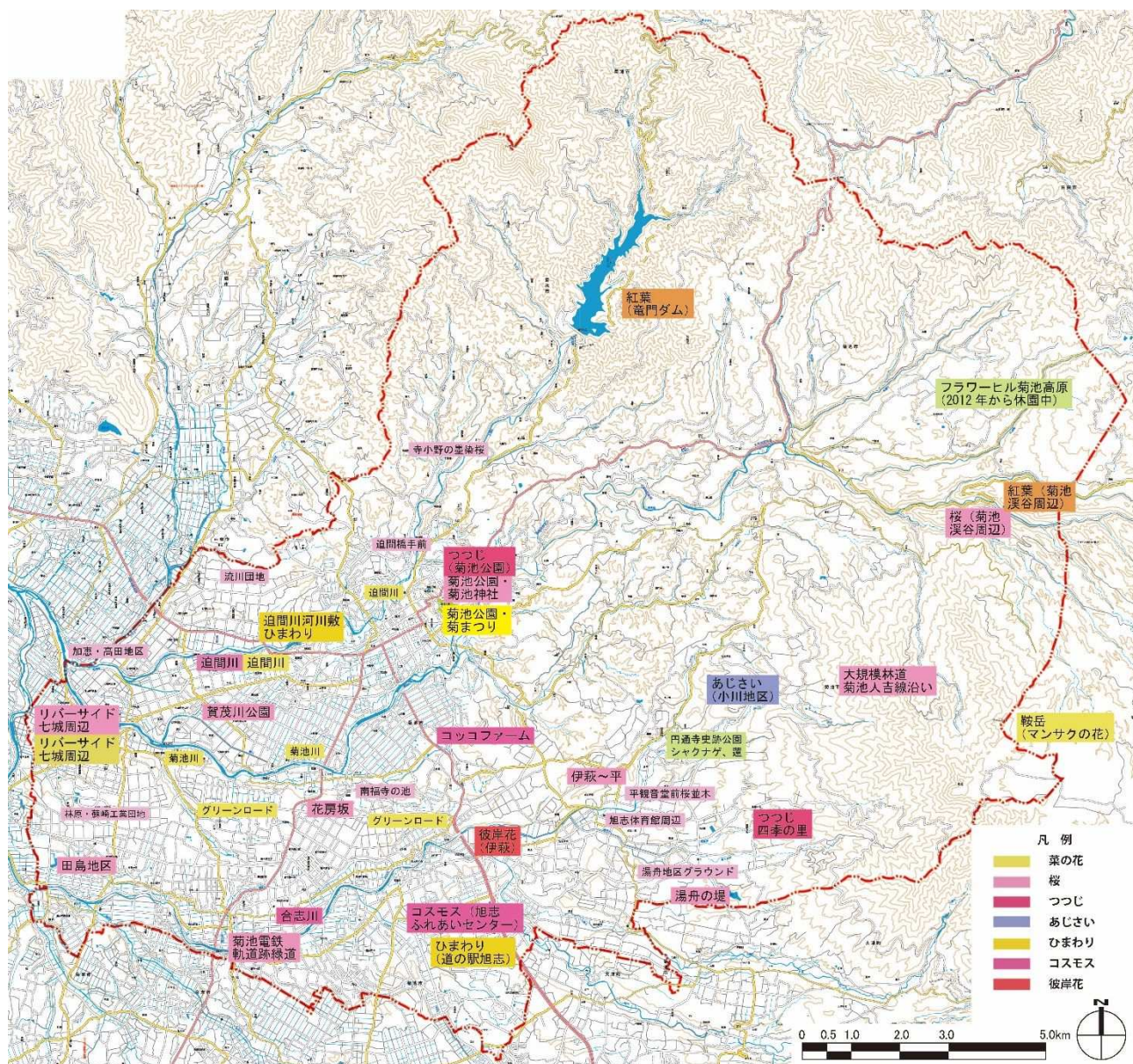


▲コスモス（泗水・合志川）※



▲彼岸花の里（旭志）

※出典「熊本の花所」熊本 NAVI さん HP



■花の名所

月	場所と花	月	場所と花	月	場所と花
1月	菊池公園の十月桜	5月	泗水孔子公園のボタン	10月	道の駅旭志のコスモス
2月	—	6月	菊池公園のつつじ	11月	合志川沿いの彼岸花
3月	迫間川堤防の菜の花	7月	道の駅「旭志」のつつじ		合志川のホテイアオイ
4月	菊池川河川敷の菜の花	8月	四季の里のつつじ		菊池川河川敷のコスモス
	菊池公園の桜	9月	四季の里の藤		迫間川河川敷のコスモス
	菊池神社の桜		前川水源の花菖蒲		合志川沿いのコスモス
	寺小野の墨染桜		阿蘇四ノ宮神社の花菖蒲		泗水町田島地区のネマコロリ
	南福寺の池の桜		円通寺史跡公園のハス		七城町瀬戸口地区のコスモス
	泗水孔子公園の桜		菊池渓谷のウバユリ		菊池公園の十月桜
	旭志体育館付近の桜		菊池渓谷のキツネノカミソリ		きくち菊人形・菊まつり
	鞍嶽山善光寺の桜		コッコファームのヒマワリ		七城メロンドーム前コスモス
	旭志・北合志保育園の桜		迫間川河川敷のヒマワリ		菊池渓谷の紅葉
	湯舟溜池の桜		牧ファーム近くのヒマワリ		千畳河原と産さん滝に横滝
	湯舟の大桜		泗水孔子公園のホテイアオイ		兵戸公園のモミジ
	旭志・湯舟地区の桜		立石山西覚寺・西弘苑の睡蓮		念仏橋ポケットパークの紅葉
	コッコファームの桜		—		日羅山橋田寺の銀杏
	菊池渓谷いこいの広場の桜		松島地区の古代米		原菅原神社の銀杏
	迫間橋と迫間滝・桜		下河原地区のごま畑		水次地区・菅原神社の銀杏
	円通寺史跡公園のシャクナゲ		七城町のネマコロリ		落ち葉の菊池渓谷
	四季の里の石楠花		伊坂地区のヒガンバナ		
	鞍岳のアセビ		泗水のヒガンバナ		

資料：菊池市に関する各種ホームページ等より整理

2-2 市民意向

景観計画策定に当たり、アンケート、ワークショップを実施し、市民の意向を把握しました。

景観の現状評価は全体的に高く「良いものを守る」意向が強い一方で、ごみの放置や空き地など、身近なものの管理状態に問題を感じており、影響が大きいものについての指導や建築物などをつくる際のルールが必要といった考えが多い傾向となっています。

2-2-1 市民意向アンケート調査

市民意向調査は、平成 27 年 9 月に、市民 1800 名、事業者 200 所に対し行いました。

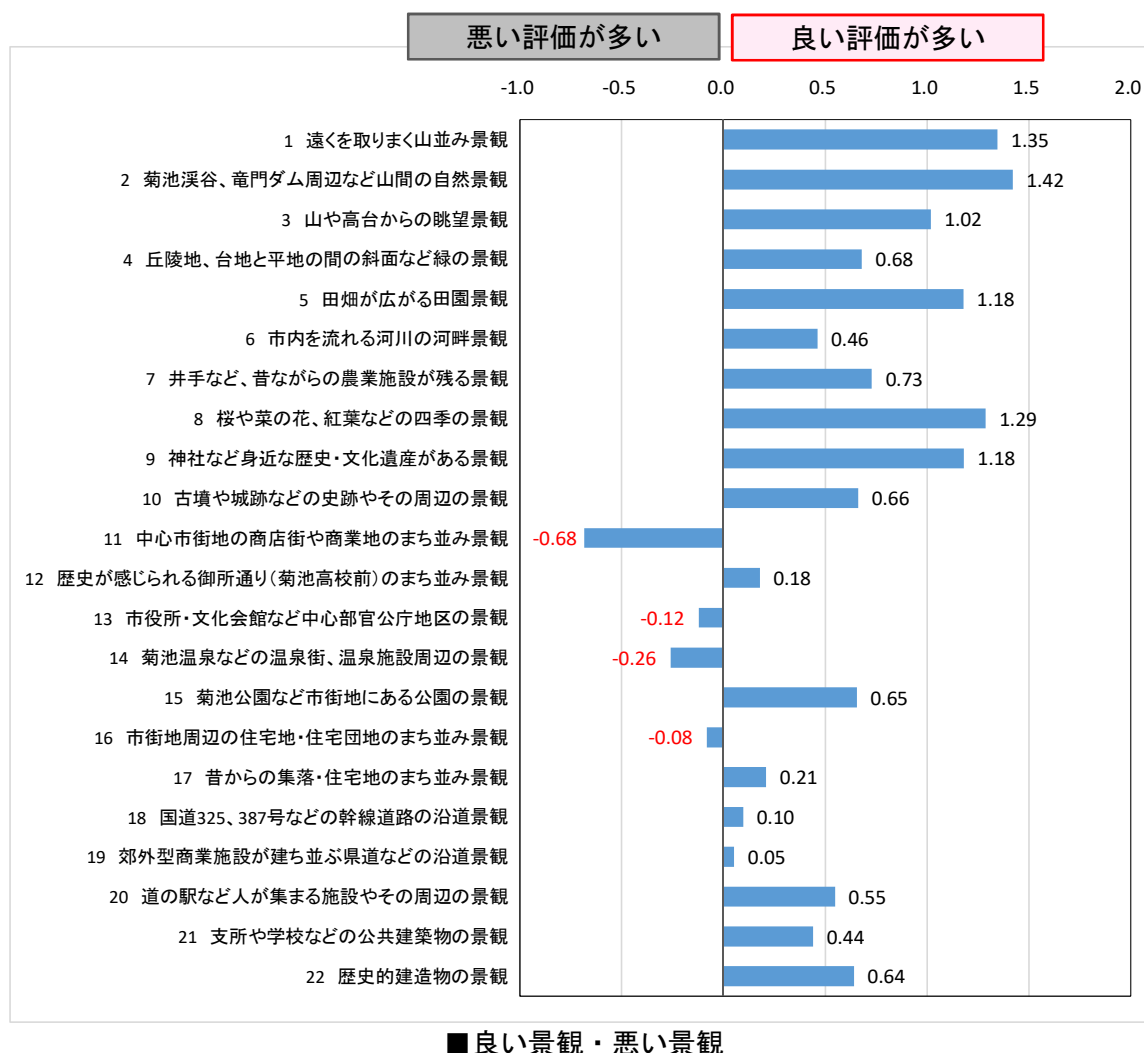
ここでは、市民対象アンケート調査の結果の概要を示します。

1. 菊池市の良い景観、悪い景観

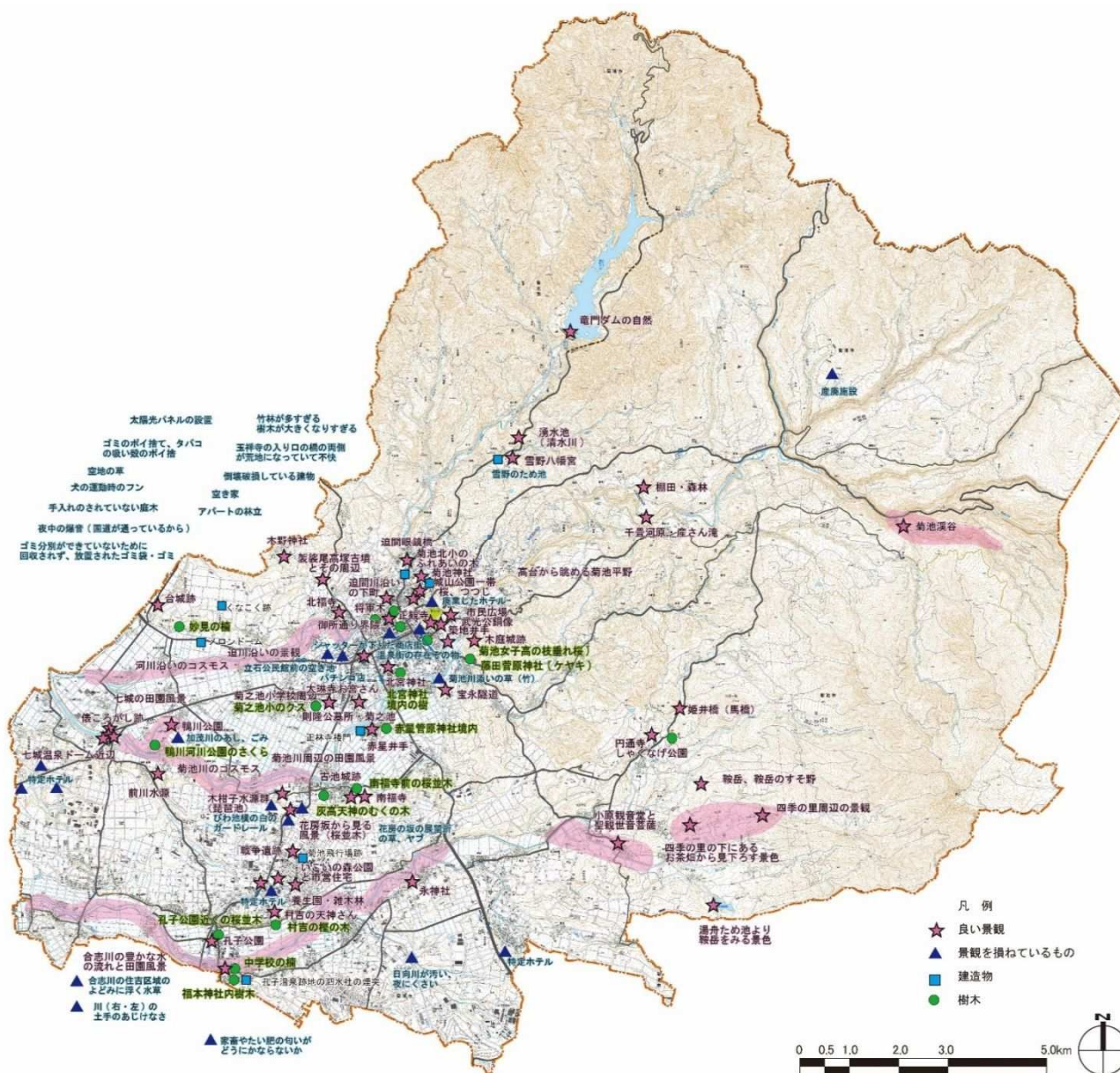
○市内で見られる景観について、22 の項目ごとに 5 段階評価をしてもらいました。

○「良い」と「まあ良い」を合わせた評価（重みづけ）でみると、全体的に高い評価となっており、自然景観や歴史的な（要素の）景観はとくに高い評価がされています。

○一方で、「中心市街地の商店街や商業地のまち並み景観」や「菊池温泉など」、「官公庁地区」、「市街地周辺の住宅地のまち並み景観」の評価は低くなっています。



○住んでいる地区の中で、最も良い景観、守りたい景観と思う場所、特に景観を損ねているものや行為は、次のようなものが出されました。

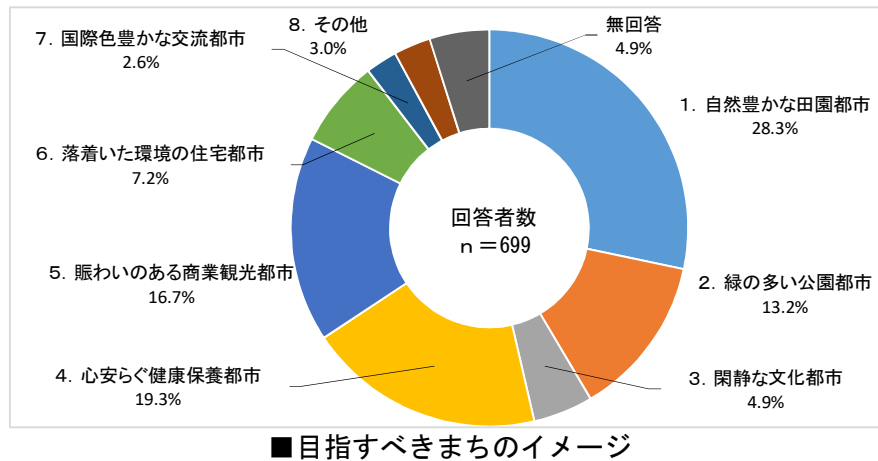


■住んでいる地区の良い景観、守りたい景観と思う場所と特に景観を損ねているものや行為

2. 良好な景観形成に向けた取り組みについて

1) 今後景観の整備を進めて行く上で目指すべきまちのイメージ

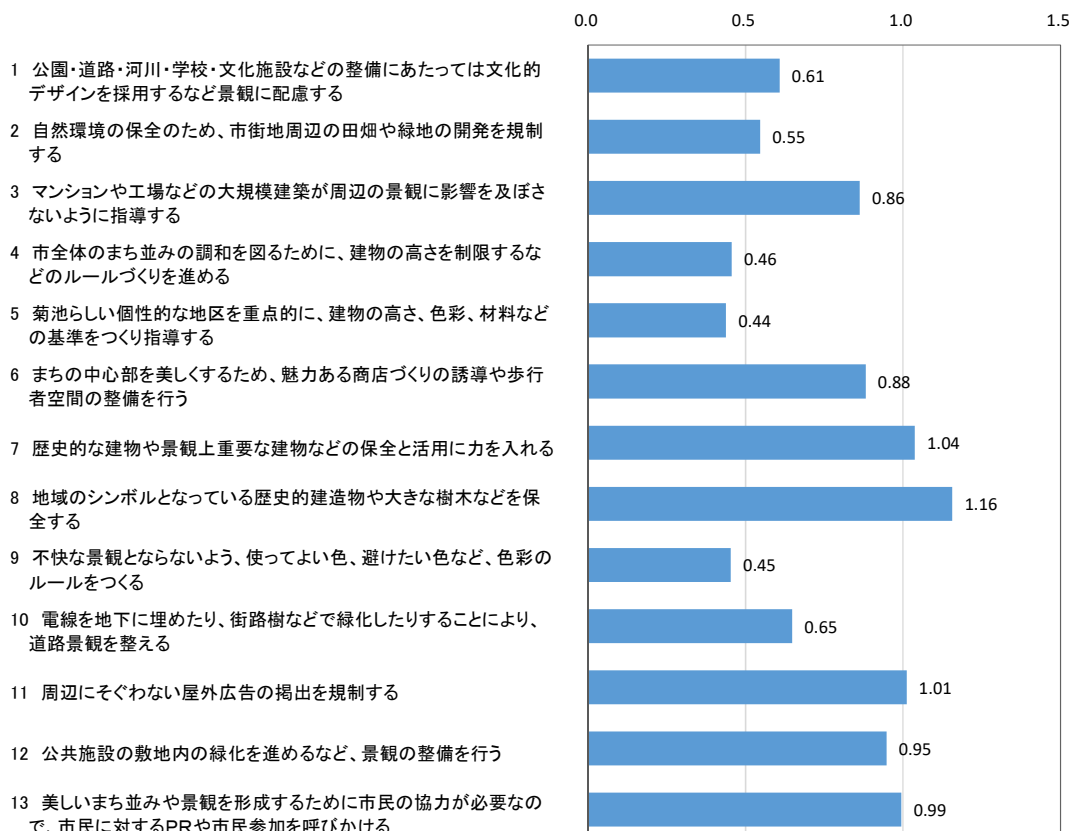
○まちのイメージを7つ示し、選んでもらった設問では、「自然豊かな田園都市」が28.3%と最も多くの票を集め、次いで「心安らぐ健康保養都市」19.3%、「賑わいのある商業観光都市」16.7%、「緑の多い公園都市」などの順となりました。



2) 力を入れることが必要だと思う景観整備の取り組み

○13の項目について「必要」「不必要」の4段階評価をしてもらいました。

○「是非必要」と「まあ必要」合わせた必要と考える人が多い項目は、「歴史的建造物や大きな樹木などの保全」、「歴史的な建物や景観上重要な建物などの保全と活用」、「市民に対するPRや市民参加の呼びかけ」などとなっています。

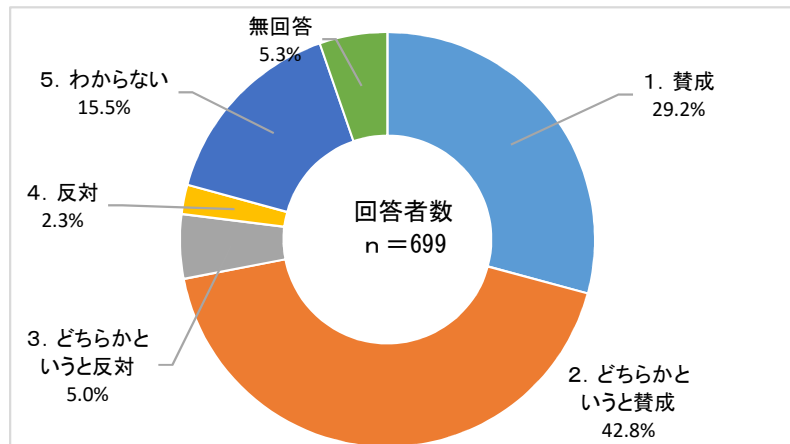


3. 良好な景観形成の進め方について

良好な景観を形成するため、建築物や工作物をつくる際のルールを定めたり、市が指導をしたりすることについて聞きました。

1) ルールを定めることについて、賛成か反対か

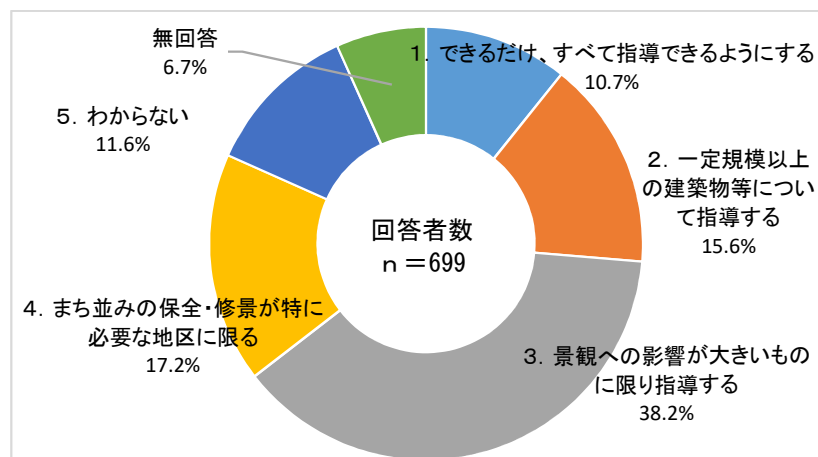
○「どちらかという賛成」が 42.8%と最も多く、次いで「賛成」が 29.2%で、これらを合わせた賛成系の割合は 72%となりました。一方、「どちらかという反対」は 5%、「反対」が 2.3%で、これらを合せた反対系の割合は 7.3%と少なくなっています。



■ルールを定めることについての賛否

2) 制限や指導を行う対象について

○「景観への影響が大きいものに限り指導する」が 38.2%と最も多く、次いで「まち並みの保全・修景が特に必要な地区に限る」の 17.2%、「一定規模以上の建築物等について指導する」の 15.6%となっており、一番厳しい「できるだけ、すべて指導できるようにする」は 10.7%にとどまりました。

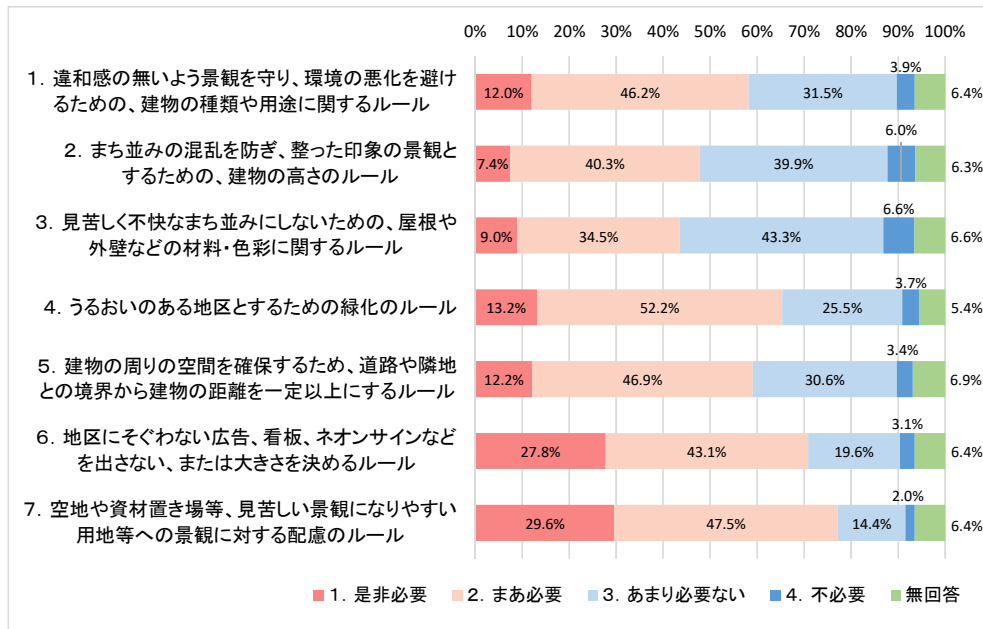


■制限や指導を行う対象

3) ルールの必要性について

○景観づくりにおける基準やルールの内容ごとの必要性については、

- ・空地や資材置き場での置き方等配慮のルールが約75%で1番。
- ・建築物の色彩や高さなどについては、必要・不必要が半々などとなっています。

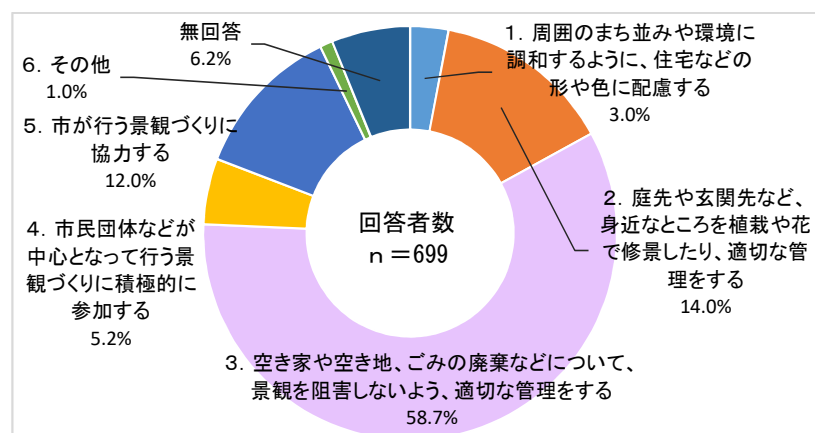


■ルールの内容ごとの必要性

4) 景観形成に関して市民がすること、できることで重要だと思うこと

○景観づくりにおける市民・事業者・市の役割分担、協力関係について聞きました。

○「空き家や空き地、ごみの廃棄などについて、景観を阻害しないよう、適切な管理をする」が58.7%と最も多く回答され、第2位の「庭先や玄関先など、身近なところを植栽や花で修景したり、適切な管理をする」の14.0%などに比べ、重視されています。

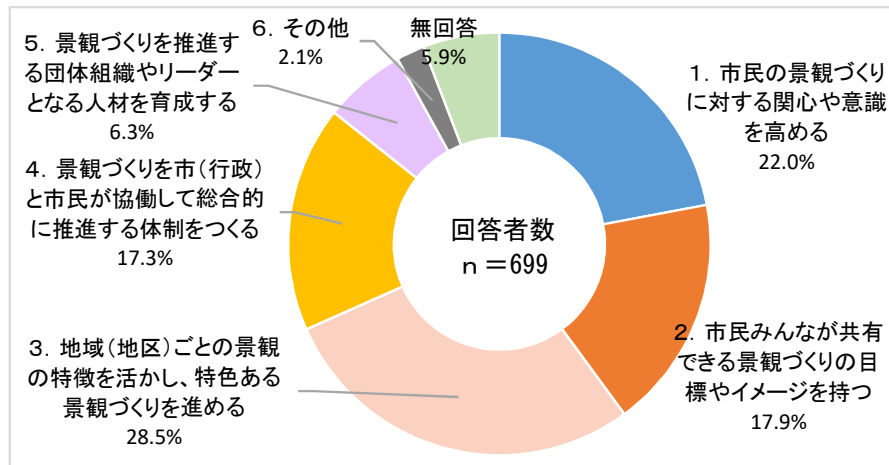


■市民がすること、できることで重要と思うこと

5) 市の景観を守り・つくり・育てていくために必要だと思うこと

○景観まちづくりの進め方に関して、最も必要と考えるものを1つ選んでもらいました。

○「地域（地区）ごとの景観の特徴を活かし、特色ある景観づくりを進める」が28.5%と最も多くなり、次いで「市民の景観づくりに対する関心や意識を高める」、「市民みんなが共有できる景観づくりの目標やイメージを持つ」の順になりました。



■景観を守り・つくり・育てていくために必要だと思うこと

■アンケート結果のまとめ

●自然や歴史を誇り・自慢に思い、良い評価をしているが、美しい景観としての評価は、商業地や温泉街、市街地周辺の住宅地などで高くない

- ・景観に関心を持つ人は回答者の8割にのぼる。
- ・菊池市の全体的な暮らしやすさについての満足度の中で、豊かな自然への満足度が高い一方、交通の便利さや働く場所、公園・広場などの満足度が低く、美しい景観・街並みについては中間的な評価（わずかにプラス）となっている。
- ・「菊池市の誇り・自慢」で上位の項目は、自然と観光施設、歴史・文化財の豊富さ
 - ①水や緑など自然が豊かである
 - ②温泉、水源、その他多様な観光施設が多い
 - ③歴史があり、文化財なども多い
- ・景観の評価が「良い」ものは、山間の自然景観、遠くの山並み景観、花など四季の景観、田園景観、歴史・文化遺産がある景観、山や高台からの眺望景観 など。
- ・景観の評価が「悪い」ものは、商業地のまち並み景観、温泉街・温泉施設周辺の景観、市街地周辺の住宅地・住宅団地のまち並み景観 など。
- ・住んでいる地区の景観の満足度は、全体で約47%が満足系。地区別（小学校区）では、戸崎小、七城小、旭志小校区で高く、泗水の3校区および花房小は低い。
- ・景観の整備を進めて行く上で 目指すまちのイメージは、「自然豊かな田園都市」、「心安らぐ健康保養都市」、「賑わいのある商業観光都市」の順。
- ・力を入れることが必要だと思う景観整備の取り組みとしては、「歴史的な建物や景観上重要な建物などの保全と活用」、「市民に対するPRや市民参加の呼びかけ」などが多くっており、建物や広告物について「ルールをつくる」は低い。
- ・景観形成に関して市民がすること、できることで重要と思うことは、「空き家や空き地、ごみの廃棄など、景観を阻害しないよう適切な管理をする」が最も多い。

2-2-2 景観まちづくりワークショップでの意見

1. 実施概要

1) 目的

○菊池市の景観の現状と景観形成のあり方について、市民参加方式により、参加者同士で話し合いを行って考える場を設け、そこで出された意見や提案を計画に反映させることを目的としてワークショップ方式による会議を実施しました。

2) 開催回数および内容

○景観まちづくりワークショップの各回の開催状況は次のとおりです。

■開催内容

回	実施日	テーマ
1	平成 28 年 2 月 3 日（水）	■菊池市の景観まちづくりについて
2	平成 28 年 3 月 9 日（水）	■景観の魅力（良い所）の理由の検討と今後のあり方提案
3	平成 28 年 7 月 20 日（水）	■景観の悪い所（問題点）の理由の検討と今後のあり方提案
4	平成 28 年 8 月 25 日（木）	■良い景観を守り、悪い景観を直す方策を考える
5	平成 28 年 9 月 21 日（水）	■良好な景観形成のためのルールや方策を考える

2. 作業成果

○次ページに、第 2 回と第 3 回の作業成果を示します。

1) 第2回「景観の魅力（良い所）の理由の検討と今後のあり方提案」

○良い景観だがあまり知られていないので、多くの人に知らせたい。そのために案内標識や駐車場の整備が必要。また、農業景観を守るためには後継者など農業振興が必要。などの意見が出されました。

○季節感のある風景である「鯉のぼり・矢旗」の背景として、家族が増えた喜びがあり、その風習を残すためには、若い人の定住が必要だというように、背景に踏み込んだ景観を守る方策が出されました。

■「良い景観」ワークシート

良い景観	なぜ良いか	どういう背景があるか (人の営み・行為・意識)	そのような景観を どうしたい	どうすればそうなるか
御所通り	歴史的な物が点在。 基盤の目の道。	商店街。入学式、秋祭り、 初市等季節のイベント	車をとめて（通り沿いに） 歩けるように	車通りが多く歩きづらいので どうにかする
御所通りの 景観 大木	季節の移り変わりを感 じられる。	菊池高校生が行きかう 姿	保存 残していく	現状を把握する 木マニアがいるので大 木古木をフィーチャー する
泗水村吉の いちいがし	形が独特。ストーリー性 がある。市天然記念物。	親長親王ゆかりの木 菊池映画祭のポスター に	場所の共有ができない	標識、休憩所等を設ける
こいのぼり のぼり旗	新しい家族が増えた事 の慶び。(季節限定)	みえっぱりが多い	地元の風習として、伝わ ってほしい	若い人の定住 のぼり旗コンテスト
千畳河原、産 さん滝・神社	お産、皮膚の神様 菊池一落差のある滝	子どもの水遊び、度胸試 し	多くの人が散歩でき、簡 単に見れる環境にしたい	除草作業（羊の放牧） 道を作る、若者を育てる
菊池十八外 城、湧水	菊池の歴史を知る（こと ができる）。	菊池氏の興亡	花木を活用して古代の 砦の再現、憩いの場とす る	教育!心を育てる!!地元 住民による愛護団体の 設立
水源町付近 の棚田	緑の段々に見えていく 風景。井手ベンチャー。	農家の方が大切にされ ている。昔からの営み。	未来に残したい 多くの方に知ってもら う	守っていく人を育てる ＝農業後継者、農業振興
花房坂から の風景	菊池の玄関口で最初に 目にする。夜景が美し い。 菊池を一望できる。	太古の湖「茂賀の浦」の 跡。菊池の原風景。	昼(の景観)は水田を残 し、夜は御所通り迄目立 つ光で目立たせる	今見れる風景をじゃま するものをつくらない 地層、断層の跡を保存
迫間川 ホテル、花	あまり人手が入ってい ない。風情がある。 ひまわり、コスモスなど	迫間の黄金伝説がある 釣り、散歩、サイクリン グなどが行われている	桜並木やガーデンスト リートができたらい いな!	学生たちの記念植樹 季節ごとに花を楽しめ るよう、アイデアを集め る
ホテル(旭志 、七城、木庭) 満天の星	化学物質に汚染されて いない水に住む生物の 存在 空気がきれいである。	農業、林業を主とする営 み	残していきたい＝ホタ ルが生きやすい環境 農村集落を残す	学校でニナ、幼虫を育成 川の保全（環境保全活 動） 地産地消を積極的に支 援
水田 農作業 水田ゴボウ	空が映る風景が広がる。 特産品。	豊かな菊池川が作った 平野。人のこだわり。	保存したい。機械に頼 った作業はCO ₂ を出す	人のこだわり、想いを パッケージ（ブランド化）
文化財(十八 外城や寺社)	おごそかな雰囲気。 菊池の歴史を知れる	由緒(謂れ) 意味がある 菊池氏の興亡	きれいに整備したい 一堂に見れる施設が必 要	地区の人を活用して維 持していく
地名	台(ウテナ) 神来(オト ド) など珍しい読み方。	地名には歴史がある。 意味がある。	意味にあった景観にで ければ良い	歴史的背景を整理する

※各グループから出された意見を再編成、一部加筆しています。

2) 第3回「景観の悪い所（問題点）の理由の検討と今後のあり方提案」

○千畳河原周辺の管理が行き届いてなくて、特に夏場は草ぼうぼうな状態だ。草が生えてこない場所にする事で、家族などが川遊びに来る素敵な場所になる。そのためには、もちろん行政が力を貸してもらいたいが、民間がしていくことが一番だと思うので、共感する人を募っていけば、きれいになっていくだろうと思う。

○温泉街でとくにゴミやタバコの吸い殻が多い。また、町の中では家の前に朝ゴミ出しをしている。逆にゴミ箱を作ったらどうかと思う。また、歩きタバコ禁止の条例を作してほしい。

○看板やのぼりの色や高さを揃えれば、ある程度きれいに見えると思うので、これについても条例を作ればよいと思う。

■「悪い景観」ワークシート

悪い景観	なぜ悪いか (どのような点が悪いか)	どういう背景があるか (なぜ悪くなると思うか)	そのような景観を どうしたい	どうすればそうなるか
空き家、空きビル 壊れたままの建物	- 管理できていない - 危険（火災、非行） - 温泉街の景観の調和がとれていない感じ	- 管理者がいない - 管理者の意識がない （空き家を）貸し出せないケースが多い	- きちんと整理する - 格子を揃えて目隠しをする - 草刈りをする	- 持ち主と連絡を取る - 協力を求める - 所有者や地域がどう思っているかヒアリング
ゴミが多い ゴミ出しが汚い（限府）	- バラバラに出している - タバコの吸殻ポイ捨て	- まとめて置く場所がない - ゴミステーションではなく、家ごとの回収になっている	- 温泉街を夜明るく - 観光地なので、朝にゴミが見えないように	- 歩きタバコ禁止条例 - タバコを捨てる場所を決めておく - ゴミ箱をわかりやすいところに
千畳河原の中の雑草	- 管理が行き届いてない - 草ぼうぼう - もったいない - さみしい感じ	- 草の手入れが行き届いていない。片づけ、掃除ができていない - 人手不足	- 草が生えない川遊びができる素敵な場所に!! - 活気のある地域の人達が集まるような場所に	共感してくれる仲間を募って行動に移す!!!!
街路樹がなくなった後に雑草が生えている	- 道路沿いに雑草が多すぎる - 見た目も悪いが、虫が出る。子どもに悪い	- 道路管理業者が忙しい - 特に震災後 - 誰が責任を持って除草するのか	自分で草を取って花の苗を植えた。花をもっと増やし、水仙通りにしたい	通りに面する企業や個人がそれぞれの前だけでも草取りをする
保育園裏の樹林の管理	雑種地の樹林が大きく広がっている	所有者のモラル	台風、大雨時、園児にケガをさせない!	行政に頼らず、民間の人も関心を持ってモデル的なまちを作りたい
ポケットパーク、足湯（横町、切明）	- 周囲と調和していない - 奇抜すぎるデザイン - 観光にも街の方にも何の役にも立っていない - 観光客からも不評 - 高校生が来てうるさいゴミを捨てる	- 市が町の人々の意見を聞いていない - 事前の地域とのコミュニケーション不足 - 県のアートポリス補助金で作ったから	（緑を増やすなど）有機的な景観にしたい - 小学生など子どもが遊べる安全な環境 - 日本的な公衆浴場に作り替えてください	- 解決する - 改造する - 考えつづけたら良い
落書きがまだ消えていない	（誰も消さない、消せない）責任がどこにあるか、わからない - 防犯上悪い	よそから人が来ると、こういうことが増えるのでは?	- とにかく消さないといけない - 将来を考えると小さなうちに芽を摘まない	- 行政の持ち物への落書きは消す - 高齢者への委託だけでなく、市民がやるべき
看板色んな「のぼり」が多過ぎ	- 菊池温泉の看板に曲がり、へこみ - おもてなしの気持ちが感じられるか?	飲食店が多く、酔っ払いのいたずらか?	看板の多い地域（について）みんなで考える	- 看板、のぼりの色の統一、高さをそろえる - いい例を紹介する
井手のフタ	菊池の美しさをふさいでしまっている	- 車が通るため、子どもが落ちるからなど、生活が優先 - 市民は観光地だと思っているのだろうか?	グランドホテル、笹乃家前くらいは（蓋を）取りはずした方が良くと思う	何か、菊池のイメージアップのシンボルづくりを!!
ホテル、旅館のかたち	- 風情がない - 魅力を感じない	- かつては公衆浴場（限府会館）があった - 菊池は「湯」（言う）だけで、計画性がない	- 昔風のかげ流しの公衆浴場があれば良い - 温泉地としてのイメージづくり（菊池の素材はピカいち）	どういうまちづくりをするか、イメージづくりは難しい

※各グループから出された意見を再編成、一部加筆しています。

2-3 景観形成の課題

景観特性、市民意向から問題点を整理し、それを踏まえ今後の景観形成の課題を抽出しました。

管理が行き届いていないなどの問題点に対処していくとともに、それを引き起こしている市民の行動や意識、さらには、その背景となっている地域の経済・社会の活力向上を図り「元気なまち」にしていく必要があります。また、良い景観や資源を守り、活用していくことが課題です。

2-3-1 問題点の整理

1. 市民意向に見る問題点

- アンケートやワークショップでの市民の意見を見ると、雑草の繁茂、ごみの放置・ポイ捨て、空き地・空き家などの「管理不足」についての指摘、マナーの無い人への不満や行政への要望が多く出されています。樹木の繁茂、道路へのはみ出しなど実際に迷惑な問題も指摘されています。そのほか、屋外広告物が多い幹線道路沿いの景観について問題視する意見が多いようです。
- 建物に関しては、シャッターで閉じた商店や廃業したホテル、空き家・廃屋などの既存建築物の状態が問題視されています。その一方で、新しい建物、構造物や既存の大きな建物などへの問題指摘はほとんどありませんが、人工的なポケットパークや公営住宅の色彩などが不評です。
- 荒れている、手入れされていないなどの管理不足感や、違和感、変化への抵抗感、活気や情緒の無さといった印象は、「本来その場所・景観はこうであるべき」という想いとかけ離れ「あるべき状態に保たれていない」、「守られていない」という想いを持つためと思われます。「道路は清潔に」、「農地や樹林地は有効に使われているべき」、「商店街は商業地らしく」など、「その場所らしくあること」を期待していると思われます。
- また、自然や歴史が豊かでありながら、温泉や地域の歴史遺産などの資源が観光に活かされていないという指摘もあります。

■樹木・竹の繁茂や耕作放棄地、ごみの放置



▲道路に覆いかぶさる樹木



▲密生し放置された竹林



▲耕作されていない農地



▲水路に捨てられたごみ



▲道路際に捨てられたごみ



▲無秩序に置かれた農業資材

2. 景観を損なう現象・行為と要因についての考察

○周囲の景観にそぐわないものは、景観の「質」を下げています。景観の「質」の低下は、自然やものの要因と人の要因（意識）に分けて考えることができます。

1) 景観が変化する要因

- 雑草の繁茂や樹林地の荒廃は、植物の成長など自然の営みによるものです。伸び放題にならないよう、適切な管理をしていく必要があります。
- 建築物などの構造物・用いられている材料は、経年変化や雨風などにより、腐ったり、自然劣化したりします。また、人工的につけられた色は日光により褪色します。材料の耐久性などを考慮した材料の選択や、美しく保つための補修や改善が必要です。
- 建築物の立地や広告物の掲出は、人間の生活や経済活動によるもので、それが必要と考える人がいるためです。また、このような行為・活動は基本的に自由に行えるという考えがあります。
- 技術の変化・進展、新しいものの導入、物の経済的価値の変化なども、景観を変化させる要因となります。不要なものは取り壊し、必要な新しいものはつくるという行動は避けられません。
- 壊れたものの修理・改善や廃棄物の処理には、手間や時間がかかります。また費用的な問題があります。管理をする人の時間的・精神的・経済的なゆとりの無さや、管理する人手の不足などが根本的な問題点と言えます。今後、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの維持困難など、景観の維持が難しくなることが予想されます。

2) 行為・意識面の問題

- ごみのポイ捨てなどマナーの欠如、周囲や近隣住民への配慮の不足、協力意識の欠如が多く出されています。このようなことが行われる背景には、自分のところさえ良ければよい、自分のことではない、行政や他の人まかせといった、自己中心的な考え方があると思われます。
- 建築物や広告物のルールづくりに関しては、ルールに縛られたくない、個人の問題だという意見があります。意識・価値観は多様です。
- また、おもてなしの心の不足、魅力づくり・よく見せる工夫の欠如などの指摘が出されています。
- 一方、景観よりも他のことがより重要だ、行政は他のことを優先すべきだという意見もあります。

3) 良さを知らない、気づいていない

- 昔のことを知らない、歴史や文化的な価値を知らない、ひいては市民の財産であるという意識や「守るべきもの」という意識が不足している、関心がない人がいるなどの指摘もありました。
- 地域の景観に誇りや自慢を持っている人は、他の人はその良さがわかっていないのではないか、価値をもっと知らしめるべきだと考え、広報や教育の必要性を述べています。

■空き地・空き家



▲中心市街地内の空き地



▲中山間地の廃屋



▲中心市街地内の壊れたままの建物

3. 景観の良い状態とは

- 問題点とは逆に、良い景観とはどういう状態かを考えると、「管理されている、きれい」、「人の営みを感じられる」、「なじんでいる、昔からそこにあったように違和感がない」、「美しい、デザインされている」、「ゆとり、うるおいを感じる」、「歴史を感じる、情緒がある」、「一定の秩序感がある（阻害要素や違和感のあるものがない）」などが考えられます。
- 意識・行動面では、周りのことを考え・気遣って、マナーや秩序を守る、といった、他者への配慮・おもてなしの気遣いなどが基本であると考えられます。
- 景観の良さや価値については、その良さやこれまで守られてきた背景や経緯、歴史を知り、何がどういう理由で良いのかといった価値観を共有すると同時に、そのためには、良さを感ずることができ感性、教養、知識を備えることが必要と考えられます。
- 「そこに住んでいる人は、地域にないものばかり考えている。よそから来た人はその地域にあるものを良いと思う。」という言葉があります。もっと自分たちの地域の良さに気づくことが必要と考えられます。

■目立って見える工作物、屋外広告物、落書きなど



▲電波鉄塔



▲田園の中の生コンプラント



▲特定ホテル



▲目立つ広告塔



▲壁面広告物



▲沿道の屋外広告物



▲沿道の屋外広告物



▲交通安全呼びかけ



▲壊れた屋上広告物



▲沿道ののぼり



▲落書き



▲色の派手なブルーシート

2-3-2 景観まちづくりの課題

1. 良いものを守り・引き継ぐ

○菊池市には、豊富な水と緑や歴史的なもの・温泉・農産物・花などの資源とそれを守り育ててきた人々の生活とが織りなす素晴らしい景観があります。井手や棚田の景観、田園風景、歴史的景観などを「守るべきもの」として、しっかり位置づけ、守り・育て、次世代へ引き継いでいくことが重要です。

2. 景観の価値づけ・理解・周知・共有

- 「守るべきもの」として位置づけるためには、その価値を評価し、価値観を共有することが必要です。資源の価値や大切さを自ら学び、知ることが基本となるとともに、外部からの評価を受けることも有効です。ほめられることにより関心を持ち、自慢や誇りにつながっていきます。
- また、「どういう状態が良いのか」、皆が漠然と思っている「“その場所らしい”基準になる価値観、景観像」を具体的なイメージとして明らかにし、それを皆が共有することが重要です。景観計画では、そのような景観の将来像・イメージを「目標」として明らかにすることを目指します。
- 皆が思う「基準になる価値観、景観像」は、そこがどういった場所（であるべき）かという「土地利用」が基本になります。土地利用を基準にした景観の誘導は、景観形成の基本的な考え方・方策です。

3. 景観を損なう問題点への対策

- 景観を損なう行為・問題点については、建築物・工作物などの物的なもの、ごみや雑草などの管理やマナーの面の両面から、対策を考えていく必要があります。
- 建築物・工作物などの物的なものについては、皆が納得でき、守られる最低限のルールが必要です。（市民の合意の下で「基準」等として定め、それをもとに景観形成に影響のある行為を誘導していくことが必要です。）
- 維持管理やマナー・意識については、誰が管理主体なのかを明確にし、役割を認識した行動・行為が行われるよう啓発していくことが基本になるとともに、上記の価値や目標の共有が重要となります。

4. 魅力ある景観の創造、見せる（魅せる）工夫

- 景観の改善、新しいものの整備にあたっては、地域になじむよう配慮すること、より魅力を高められるよう配慮することなどが大切です。そのためには良い感性と他者への配慮・おもてなしの心が重要です。
- また、誰もが、良い景観を眺めることのできる「視点場」を確保、整備していくことも大切です。

5. 背景となる地域の経済・社会の活力づくり

- 「衣食足りて礼節を知る」といわれるように、美しさや精神的ゆとりを生む背景として、経済的ゆとり・活力の維持が必要です。景観を美しい状態で守っていくためには、地域の産業の振興、活力向上、人口の維持対策などを同時に行っていく必要があります。
- 景観は、そのような「まちづくりの結果」として表れるものであり、地域のまちづくりについてのさまざまな取り組みを総合的に行っていくことが必要となります。

2-4 これまでの取り組み

本市では『癒しの里』きくち」を目指し、さまざまな施策を行っています。これらは「景観まちづくり」につながる取り組みです。以下に、上位・関連計画における菊池市のまちづくりの考え方・方向や景観形成に係る施策・事業、市民が行っているまちづくり活動の概要を示します。

2-4-1 上位・関連計画

1. 菊池市におけるこれまでの景観行政

1) 景観行政

- 平成8年に合併前の菊池市において「景観基本計画」を策定しましたが、市独自の景観条例は定めていませんでした。
- 平成16年の景観法施行に伴い、熊本県では、平成20年に景観条例を制定し、「熊本県景観計画」を策定・施行し、熊本市を除く全県市町村が景観計画区域となりました。
- 平成29年6月に菊池市が景観行政団体となったことにより、景観法に基づく「行為の制限」などに関する景観行政は、菊池市が行うこととなります。

2) 菊池市環境基本計画（平成20年8月策定）

- 平成20年3月に制定した「菊池市環境基本条例」に基づき、「環境基本計画」を策定し、自然景観についての目標と施策を定めました。この計画は、菊池市における快適な環境の保全と創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

■望ましい環境像

水とたわむれ、緑にやすらぎ、人と自然を育み継承するまち きくち

菊池市美しいまちづくり条例の目的に「郷土を愛し、水と緑にあふれた自然の恵みに感謝し、人と環境が調和した健康で安全かつ快適な生活を営むことができる郷土を次代に引き継ぐ」とあるように、郷土の愛護と、快適環境を次代へ継承させていくことを意味しています。

■基本施策（3）快適環境の保全（2）景観（）

個別目標

良好な自然景観を確保します

個別施策

① 自然景観の保全

- ◇ 農山村景観の保全再生に努めます。
- ◇ 地域の美しい個性である歴史的まち並みを含む景観を保全します。
- ◇ 農用地の適切な管理を促進し、良好な田園風景を保全します。

② 魅力ある景観の形成

- ◇ 美しい田園景観を構成している里地・里山を保全するとともに、田園景観に配慮した建物の景観保全及び整備を促進します。
- ◇ 美しい農村田園環境の保全・復元に配慮した整備を行い、都市と農村の共生を図ります。
- ◇ 宅地、事務所等の整備については計画的な配置を行い、地域景観との調和を図ります。
- ◇ 地域資源を生かした景観づくりを促進します。
- ◇ 市民の景観づくり意識の醸成と景観づくり運動への参加促進を図ります。

2. 第2次菊池市総合計画（平成27年3月策定）

総合計画は、菊池市の行政における最上位の計画として、位置づけられます。

1) 計画期間

- 「基本構想」：平成27年度（2015年度）から平成33年度（2021年度）までの7年
- 「基本計画」：前期4年（H27～H30）、後期4年（H31～H33）

2) 基本構想の概要

（1）市の将来像

自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく

安心・安全の『癒しの里』きくち

（2）市の将来像の実現に向けた取り組むべきこと（6つの政策）

- 1) 生涯にわたって、安心して生活できる住み心地の良いまち
 - ① 豊富な資源を活用する元気な産業づくり（産業と経済）
 - ② 学び合いと地域が育む人づくり（教育と文化）
 - ③ みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり（保健と福祉）
- 2) 自然や生活の環境整備と防災体制の整備による安心・安全なまち
 - ④ 自然の恵みを守る安全なまちづくり（自然環境と安全）
 - ⑤ 快適で便利に暮らせる基盤づくり（都市基盤と生活基盤）
- 3) 開かれた行政運営と市民との協働による活力のあるまち
 - ⑥ 開かれた市政と行財政の効率化（政策推進）

（3）政策具体化に向けた取り組み

- ・協働によるまちづくり（それぞれの立場と特性を尊重しながら、自己の役割と果たすべき責務を認識し、協力し合いながら活動する）
- ・課題に応じた圏域のまとまり
 - 市域内のコミュニティを単位としたまとまり（中学校区：5、小学校区：14、区：211）
 - 市域を越えた広域連携（②観光圏域：景観や食など観光のテーマに観光圏域全体で共通性があると、観光商品としての認知や価値が高まる）

3. 菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月策定）

○国の総合戦略で掲げられている『「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則』に基づき、菊池市の地方創生総合戦略を確実に遂行していくため、人口減少に歯止めをかけ、人口流出を抑制する施策を展開する総合的な戦略を策定しています。

1) 基本目標

○国の総合戦略並びに菊池市長期人口ビジョンを踏まえ、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口流出を抑制するため、本市の基本目標として、以下の 4 つを設定しています。

基本目標 1	菊池の宝を発信し、ひとが繋ぐ“交流のまち”へ
基本目標 2	稼ぐ力の創出で“働きたいまち”へ
基本目標 3	人を大切にし“一人ひとりが輝くまち”へ
基本目標 4	安心・安全な“住みやすいまち”へ

2) 基本目標 1 における景観に関する施策

(1) 数値目標

・観光客入込客数：5 年後に 400 万人を目指す。

(2) 基本的な方向性

菊池市内には、菊池溪谷をはじめ菊池一族の歴史・文化などの埋蔵された「宝の山」（観光資源）があり、まだまだ活かしきれていません。

その「宝の山」を掘り起こし、磨き上げ、菊池の魅力が詰まった商品化を図り、これを域外と繋ぎ合わせる仕組みづくりを行うことにより、固定客となる菊池ファンを増やし、外国人をはじめ新たな人やモノの流れを創出し、安定的・永続的な交流人口の増加を図っていきます。

(3) 具体的な施策（ウ 移住定住の促進および K P I は省略）

ア) 菊池の魅力発信・イメージアップ	○菊池川流域市町村連携による日本遺産認定と広域的観光戦略の推進 ○菊池一族ゆかりの広域自治体連携づくり ○全国に 30 万人ともいわれる“きくち”姓のネットワークづくりによる潜在的固定客の確保 ○地域連携 DMO の構築と観光基盤づくり ○総合的シティプロモートの推進
イ) 交流人口増と四季を通じた観光の推進	○外国人観光客誘致へ向けた魅力商品の開発・広域連携の強化 ○旅行者受け入れ環境の整備（Wifi 整備等） ○広域連携による観光商品の開発（菊池一族歴史物語の旅など） ○着地型観光商品の開発・システムづくり ○菊池溪谷等の観光資源と豊かな農産物を活用したグリーンツーリズムの推進（農家民泊・農業体験等） ○温泉・診療機関・禅寺などを活用した菊池らしいヘルスツーリズムの推進（スマートライフステイ等） ○竜門ダム湖周辺のアウトドア拠点づくりなどスポーツツーリズムの推進やスポーツ合宿（ボート競技等）の誘致 ○桜の里・森の中のまち・ホテル王国の推進

2－4－2 具体的な施策の実施状況

1. 景観関係の施策

1) 文化財関係

○文化財指定・保護の推進、菊池遺産の認定拡大およびこれらの資源の活用などを進めています。

2) 観光関係

○観光資源の発掘、保護およびそれらを活用した観光都市づくりを進めています。平成 28 年度に「菊池市観光振興計画」を策定し、具体的な取り組みなどを定めています。

3) 都市整備関係

○都市再生整備計画事業により、隈府地区のポケットパークの整備や市民広場の再整備などを進めています。泗水地区、七城地区においても同事業を活用した公園整備などを行ってきています。

■総合計画前期基本計画における施策分野と景観関係の取り組み

施策分野	景観に関する主な施策	景観に関する主な取り組み
①豊富な資源を活用する 元気な産業づくり (産業と経済)	施策 2 競争力のある農業体制の構築 施策 3 観光戦略の構築 施策 4 商工業の活性化	・生産基盤の整備と維持管理 ・観光資源の発掘 ・観光イメージアップ戦略 ・観光都市づくり ・桜の里づくり ・商店街の魅力向上の推進
②学び合いと地域が育む 人づくり (教育と文化)	施策 7 地域文化と文化財の 保護・活用 施策 10	・郷土づくり ・歴史文化の交流促進 ・菊池の歴史発掘 ・菊池一族、歴史文化の活用 ・史跡の国指定化の推進
③みんなで支えあう生涯 にわたる安心づくり (保健と福祉)	—	—
④自然の恵みを守る安全 なまちづくり (自然環境と安全)	施策 18 農用地・森林の保全 と活用 施策 19 自然環境の保護	・農地、中山間地の保全活動支援 ・遊休農地の拡大防止 ・森林の維持と保全 ・生活環境保全の意識向上 ・地下水や河川の水質保全 ・不法投棄の防止
⑤快適で便利に暮らせる 基盤づくり (都市基盤と生活基盤)	施策 26 安心して快適な住環境の整備 施策 27 市街地の魅力ある 基盤整備 施策 28 公園・緑地の整備	・市営住宅の更新、建替え ・公共スペースのユニバーサルデザイン推進 ・森の中のまちプロジェクトの整備 ・市街地の賑わい促進 ・コンパクトな市街地形成 ・癒しや憩いの場の確保 ・適切な維持管理の推進
⑥開かれた市政と行財政 の効率化 (政策推進)	—	—

2. プロジェクト事業

菊池市総合計画に基づき推進しているプロジェクト事業の概要は以下のとおりです。

1) 桜の里プロジェクト事業

- 菊池市では、「日本一の桜の里づくり」を推進しています。具体的には、「菊池さくら千年プロジェクト」により、国土交通省菊池川河川事務所と協働して、河川堤防などに桜を植樹し、管理を行っています。
- 子どもたちを含む地域住民により、合志川河川沿い(21本)、菊池川堤防(32本)での植樹、富納坂(8本)、迫間川沿い(11本)、上内田川堤防(29本)、花房坂(38本)の合計 139 本の植樹などを行いました。
- (社)菊池観光協会では、市の木である桜の保護育成を目的として「菊池さくら基金」を設けており、集められた寄付金は、市内各地域のさくらの名所を市民憩いの場所、観光資源として位置づけ、桜の購入、植樹や関連イベントなどに使用されています。また、清掃・植樹などのボランティア活動や関連イベントに協力する「さくらサポーター」の制度を実施しています。

■桜の里プロジェクトによる桜



▲花房坂



▲加恵・高田地区

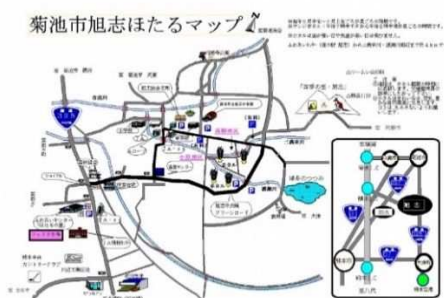


▲七城リバーサイドパーク

2) ホタルの里づくり（ホタル王国）

- 市内の各地でホタルが飛び交うようにすることで、地域環境のイメージアップを図ることを目的に、新たなホタルの発生可能場所を調査し、幼虫とカワニナの放流を行っています。現在ある各地の「ホタルを育てる会」から幼虫とカワニナを譲り受け、有識者に指導をお願いして、地域住民の協力を得てホタルが飛び交う環境を整備しています。
- また、小中学校において、環境教育の一環として、市内3つの小学校を研究指定校と位置づけし、「ホタルの生態について」の勉強会や幼虫の放流等を行っています。

■ホタルマップ、写真



▲旭志ほたるマップ



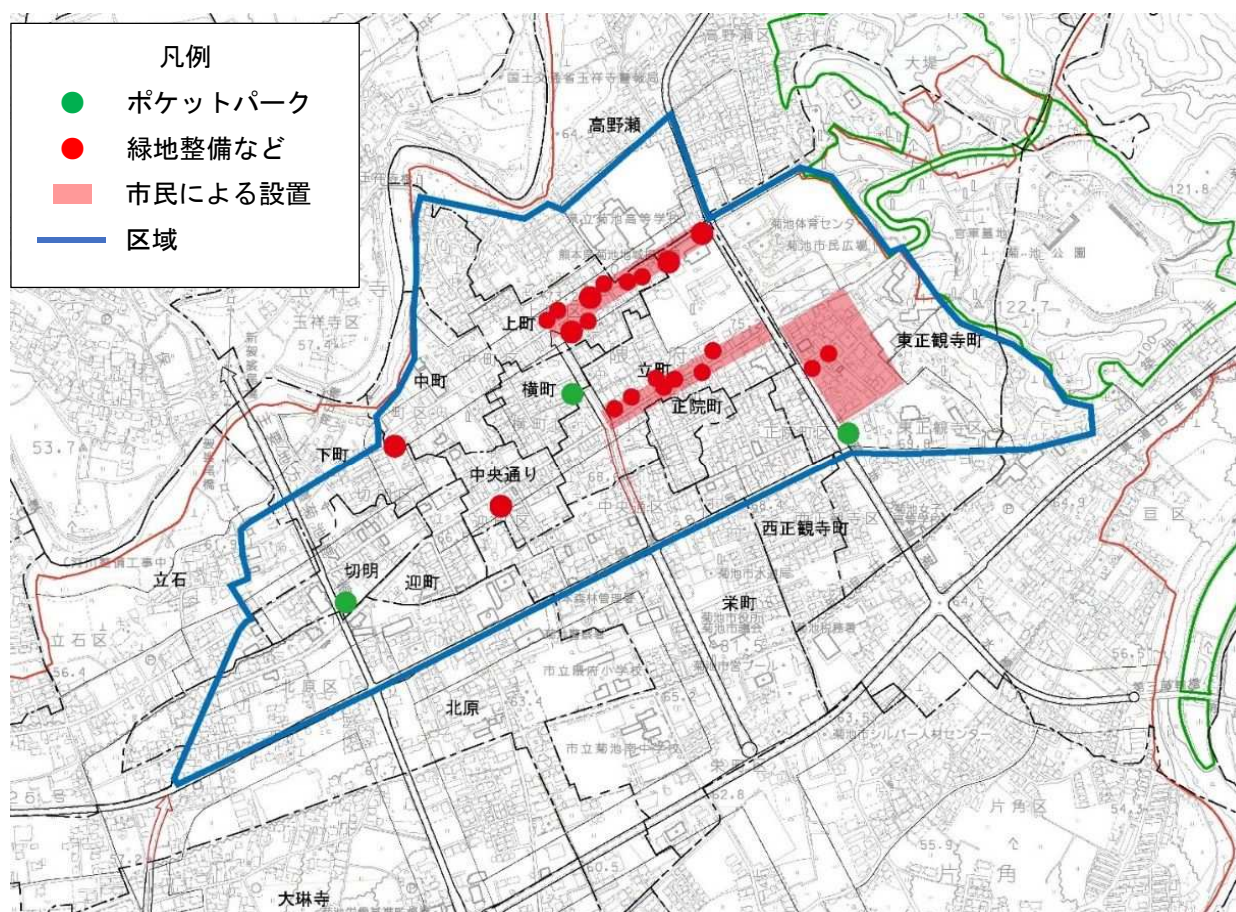
▲ホタルの乱舞（癒しの里フェイスブック）

3) 森の中のまちプロジェクト事業

○市民や観光客の憩いの場所づくりなどを目的として、限府地区の中心市街地・温泉街などにおいて「森の中のまちプロジェクト」を実施しています。観光戦略の一環として植樹を推進することにより、緑化の輪を広げて緑のまち菊池を創出することを目的とするものです。

○区域内の土地所有者は、緑地の設置を市長に申し出て、市と10年間以上の「緑地契約」を締結します。この契約に基づき、市長は緑地に遠路、広場、柵等の市民の利用及び緑地保全のために必要な施設を設置することができることとしています。敷地管理は、土地所有者等が行います。

○市が設置したポケットパークについても、菊池市ボランティアサポートプログラム推進事業により協定を締結し、管理を行います。



■森の中のまちプロジェクト事業実施区域

■ラブベンチ



▲御所通り入口



▲温泉街入口（三日月ベンチ）

ラブベンチ

・カップルが仲睦まじく座って憩うことができる、二人掛けのベンチ（椅子）のデザインを「いい夫婦の日ラブベンチデザインコンペ」として全国から募集し、グランプリとなった作品をまち中のポケットパークなどに設置しています。

3. 美しいまちづくりに関する条例

- 市民アンケート調査や景観まちづくりワークショップで出された、雑草の繁茂、ごみの放置・ポイ捨て、空き地・空き家などの問題点は、「管理不足」や人のマナー問題であると言えます。
- このような問題に対して、菊池市ではすでに、「菊池市環境基本条例」や「美しいまちづくり条例」を制定し、清潔で美しいまちにしていけるための啓発や誘導を行っています。
- これらの条例に示された理念や市民等が心掛けるべきことなどについて、一層の啓発を図り、市民がこれらを守り、美しいまちをつくっていく意識を高めるよう、気運を醸成していく必要があります。

■菊池市の「美しいまちづくり」関係の条例の概要

●菊池市環境基本条例

- ➡ 日常生活において生活排水等による水質汚濁の防止、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

●美しいまちづくり条例

(市民等の責務)

- 第3条 市民等は、市が実施する美しいまちづくりに関する施策に協力し、自ら地域の環境美化に努めなければならない。
- 2 市民等は、犬、ねこ等を飼養する際は、ふん尿等の汚物を適正に処理し、他人に迷惑のかからないよう飼養しなければならない。
- 3 市内に居住するものは、連携してその居住する地域における環境美化意識の醸成を図り、清掃活動に努めなければならない。

(禁止行為)

- 第7条 何人も、公共的な場所等及び他人の所有土地に廃棄物を投棄し、又は自動車等を放置してはならない。
- 2 何人も、ゴム、プラスチック類その他燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物質を屋外において燃焼してはならない。

●菊池市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例

- ➡ 雑草等の除去の勧告

●菊池市の河川を美しくする条例

- ➡ 廃棄物投棄の禁止、生活排水の浄化義務

●熊本県屋外広告物条例

- ➡ 広告物又は広告物を掲出する物件は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するものであるとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

2-4-3 市民との協働による景観まちづくり活動

集落（行政区）ごとの草刈りや清掃、農地・水保全活動、小学校でのホタルの育成活動など市民による景観形成が進められています。

1. 花植えなどの環境保全活動

○各地域で、清掃・美化活動や環境保全活動が積極的に行われ、地域の景観の向上が図られています。菊池市では、「地域づくり推進補助事業」により、菊池遺産の保護及び活用に関する活動などの地域活動を支援しています。「花いっぱい運動支援事業」では、花の種子や球根、苗を年2回交付し、その運動の支援を行っています。その他、井手の保全管理活動や、農地・水・環境保全活動などの取り組みも行われています。

○祭りなどの伝統行事の継承も広い意味での景観を守る活動といえます。生産・生活を守り引き継いでいくという行為の一環と言えます。

2. まち並み協定の締結

○限府地区御所通りでは、平成5年に町づくり（地域活性化）を目的として「菊池市御所通り景観形成協議会」を設立し、歴史的町並み等を守りながら、家屋及び商家等の保存、修復・創出をしています。

■市民活動



▲花植え（美容業環境衛生同業組合）



▲地域の清掃活動



▲県道沿いの地域による花壇



▲花植え（深川フラワーズ）



▲東山公園



▲農地・水・環境保全向上活動の看板

3. 学校教育との連携

○「ホタル王国」プロジェクトとして行っている、小学校でのホタルの幼虫放流や川での学習活動は、子どもたちの地域の環境を大切にするという意識を育てています。

○泗水地域の田島保育園では、幼児に田植えやさとうきび栽培などの農業体験を行う「農育」、体

験で収穫した黒砂糖や地元で採れた食材を給食に出す「食育」活動などを行っています。

○このような活動は、地域の農業や食への関心を育み、親などの大人も含め、地域の農業への理解や地産地消の促進につながり、地域の景観を大切にする意識づくりにつながります。

■田島保育園の農育・食育



▲さとうきび植え付け体験



▲ジャガイモ植え

写真出所：(社) 田島会田島保育園ホームページ

4. 大学等との「域学連携」

○熊本県内外の大学（熊本大学、熊本県立大学、熊本学園大学、九州大学等）、高校（菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校）、地域づくり団体との協働「域学連携」による地域資源を活かした地域づくりが進められています。

■平成27年度「域学連携」の活動

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1) 菊池農業高校 | ― 農家民泊と農村文化継承活動の実施 |
| 2) 菊池高校 | ― 菊池川流域プロジェクト |
| 3) 菊池青年会議所 | ― 地域活性化プランコンテストの開催 |
| 4) 熊本大学 | ― 歴史と文化を活かした地域づくり |
| 5) 熊本県立大学 | ― 大学と地域の協同による中山間地域の活性化への取り組み |
| 6) 菊池養生詩塾 | ― きくち情報案内人講座 |
| 7) 給食を考える会 | ― 日本一最幸な給食から考える地域づくり |
| 8) フットパスうふふ | ― フットパス体験会、フットパスコース作成 |
| 9) 菊池たてもの応援団 | ― 空き家再生ワークショップ |

5. 菊池市デジタルアーカイブ

○菊池市民が所有する画像や映像資料、これまで発行してきた広報紙などをデジタル化して公表する「きくち今昔ぶらり旅」（菊池市デジタルアーカイブ）を進めています。市民が協力して昔の写真を集め、整理作業を行い、写真集の発行や「限府一番館」などでの展示を行っています。

○誰もがインターネットで、昔の景観を見ることができます。

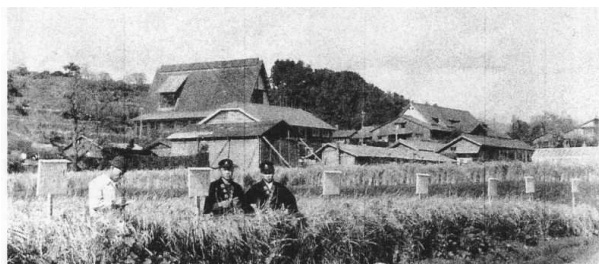
■菊池市デジタルアーカイブ



▲菊池神社参道



▲祭り（切明）



▲遊蛇口付近